

利尻礼文サロベツ国立公園

管 理 計 画 書

(案)

平成 19 年 3 月

環 境 省

北海道地方環境事務所

目 次

1	利尻礼文サロベツ国立公園及び各管理計画区の概況	1
(1)	利尻礼文サロベツ国立公園の自然環境・利用条件	1
(2)	管理計画の区分、各管理計画区の概況	2
2	管理の基本方針	6
(1)	利尻礼文サロベツ国立公園の将来目標	6
(2)	利尻礼文サロベツ国立公園の管理の基本方針	7
(3)	各管理計画区の管理方針	8
(ア)	利尻管理計画区	8
(イ)	礼文管理計画区	8
(ウ)	海岸砂丘管理計画区	9
(エ)	サロベツ管理計画区	9
3	風致景観及び自然環境の保全に関する事項	10
(1)	特に配慮すべき風致景観及び自然環境	10
(2)	関連施策との連携	14
4	適正な公園利用の推進に関する事項	18
(1)	公園施設の利用及び維持管理	18
(2)	利用の制限・誘導	23
(3)	普及啓発	24
5	公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項	27
(1)	利尻管理計画区	27
(ア)	許可、届出等取扱方針	27
(イ)	公園事業取扱方針	29
(2)	礼文管理計画区	36

(ア)許可、届出等取扱方針	36
(イ)公園事業取扱方針	40
(3) 海岸砂丘管理計画区	47
(ア)許可、届出等取扱方針	47
(イ)公園事業取扱方針	51
(4) サロベツ管理計画区	57
(ア)許可、届出等取扱方針	57
(イ)公園事業取扱方針	60
6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項	67
(1) 環境省所管地及び所管施設に関すること	67
(ア)所管地内の利用施設に関する事項	67
(イ)所管地内の保護施設に関する事項	68
(ウ)その他所管施設に関する事項	68
(2) その他公園管理において留意すべき事項	68
(ア)科学的根拠による管理	68
(イ)ボランティア、NPO活動等との連携および担い手の育成	68
(ウ)広報活動の展開	70
(エ)グリーンワーカー事業	70
(オ)高山植物培養センターとの協力体制	70
(カ)国立公園外における外来生物対策	70
追補	72

1 利尻礼文サロベツ国立公園及び管理計画区の概況

(1) 利尻礼文サロベツ国立公園の自然環境・利用条件

本国立公園は北海道の北西部に位置し、昭和 49 年 9 月 20 日に指定された我が国最北の国立公園である。公園区域として利尻島、礼文島の約半分、北海道本土側の稚内市から豊富町、幌延町へ続く海岸砂丘林及びサロベツ原野が指定されている。関係市町村は 1 市 5 町（稚内市、利尻町、利尻富士町、礼文町、豊富町、幌延町）で、指定面積は 24,166ha（海域を除く）である。

<利尻礼文サロベツ国立公園の自然環境>

本国立公園は原生的な自然環境が保存されている。植生自然度は、「植生自然度 10：自然草原」が公園面積全体の約 3 割、「植生自然度 9：自然林」が約 4 割となっており、公園全体の約 7 割が原生的な自然状態となっている。また全域的に風が強いため、利尻・礼文両島や海岸部では風衝植生となっている。

さらに、本国立公園内には数多くの野鳥の生息地・繁殖地が存在し、サロベツ原野（面積：2,560ha）は平成 17 年にラムサール条約湿地に登録されている。

各地域の主な自然の特徴を掲げると、次のとおりである。

- ・ 利尻島：火山地形、カール(圈谷)地形、寒地・高山性植物群落、山麓部の針葉樹林帯及び森林限界、海岸部の奇岩
- ・ 礼文島：海蝕崖、低標高の寒地・高山性植物群落、周氷河地形、岬、海岸部の巨岩・奇岩
- ・ 海岸砂丘地域：砂丘地形、砂丘林、砂丘間湖沼・湿地、海岸植生、風衝林
- ・ サロベツ原野：国内最大規模の高層湿原、大規模泥炭地、湿地溝、湖沼

<利尻礼文サロベツ国立公園の利用条件>

本国立公園の年間利用者数は約 136 万人（平成 16 年度）で近年横ばい状態が続

いている。主な利用時期は6、7月をピークに5月から10月に集約され、冬季の利用者は少ない。

本国立公園へのアクセス方法は道路、鉄道、空路がある。札幌から道路・鉄道を利用するとおよそ6時間の距離に位置する。また空路については稚内空港に丘珠、新千歳、羽田からの通年定期運行、名古屋（中部国際空港）、大阪（関西国際空港）からの夏季定期運航があるほか、利尻空港に新千歳からの通年定期運行がある。

（２） 管理計画の区分、各管理計画区の概況

<管理計画の区分>

管理計画区は、自然環境、地理的、地形的条件から、利尻島、礼文島、稚内市から豊富町を経て幌延町にかけての海岸砂丘地域、サロベツ原野の4地区に区分し、それぞれ、（ア）利尻管理計画区、（イ）礼文管理計画区、（ウ）海岸砂丘管理計画区、（エ）サロベツ管理計画区とする。海岸砂丘管理計画区とサロベツ管理計画区の境界は宗谷森林管理署所管国有林4172及び4173林班並びに留萌北部森林管理署所管国有林174、175及び176林班の東側境界とする。

<各管理計画区の概況>

（ア）利尻管理計画区の概況

利尻島は北海道北西部にある標高1,721m、周囲約60kmの円錐形の単体火山島である。北海道本土から洋上にそびえ立つ利尻山は、利尻礼文サロベツ国立公園のシンボリックな存在である。気候は亜寒帯気候に属し、1年を通して風が強い。地形はコニーデ型火山地形であり、ポン山等の側火山がある。中腹以上では侵食が進み、深い谷と鋭い尾根が発達し、頂上付近はガレ場となっている。また利尻島にはほとんど川がみられない一方、山麓部には湧水が見られる他、沿岸の海中

からも湧水が有り、漁場を潤している。植物相は本土とは異なった特異性を有し、北海道内でも最も高山植物に富む地域の一つである。山頂部周辺では、国内唯一のケシ科ケシ属に分類されるリシリヒナゲシや国内では利尻でしか見られないボタンキンバイ等の固有種、希少種が存在し、各所に寒地・高山性植物群落によるお花畑が見られる。山麓部はトドマツを中心とした針葉樹林帯が広がる。また利尻島湿原群の一つであるオタドマリ沼周辺ではアカエゾマツ林や湿原植物が見られる。動物相はヒグマ、エゾシカ等の大型哺乳類や爬虫類は生息していない一方、野鳥の宝庫であり、高山帯でのギンザンマシコやホシガラス、森林帯でのクマゲラ、アカゲラ、アリスイ、海岸付近でのウミネコ等の繁殖が確認されている他、渡りの中継地にもなっている。

利尻島への来島者数は年間約 22 万 4,800 人（平成 17 年度）で、主な利用形態はツアー客の観光バス等による島の海岸部めぐり（姫沼、オタドマリ沼、御崎、杓形岬等の園地巡り）や、鴛泊、杓形からの利尻山登山である。主な産業は昆布・ウニの採取やホッケ・タコ漁を始めとする沿岸漁業であり、特に利尻昆布は広く知られる名産である。

(イ) 礼文管理計画区の概況

礼文島は北海道北西部にある標高 490m の丘陵性地形の離島である。気候は亜寒帯気候に属し、1 年を通して風が強い。地形は海蝕崖地形であり、奇岩・巨岩が続く特異な景観を有している。植物相は島全体に寒地・高山植物群落が発達し、各所にレブンキンバイソウ、エゾノハクサンイチゲ等のお花畑も見られ、ハイマツが標高 150m 付近から出現する。また、レブンアツモリソウに代表されるように数多くの希少種や固有種が存在し、礼文島は別名「花の浮島」とも呼ばれている。動物相は利尻島同様にヒグマ、エゾシカ等の大型哺乳類や爬虫類は生息していない一方、野鳥の宝庫であり、トド島でのウトウや、久種湖でのアカエリカイ

ツブリやバン、オオバン、草原でのツメナガセキレイやオオジュリン等の繁殖が確認されている他、渡りの中継地にもなっている。

礼文島への来島者数は年間約 22 万 9,300 人（平成 17 年度） で、主な利用形態は観光バスによる「島めぐり」（元地海岸、桃岩・猫岩、スコトン岬、西上泊等を回り展望を楽しむ）や、礼文岳への登山道や桃岩歩道、西海岸沿いの歩道（通称「8 時間コース」：スコトン岬からゴロタ岬、西上泊、宇遠内を経て元地まで結ぶ。）でのフラワートレッキングである。主な産業は利尻島同様漁業である。

（ウ）海岸砂丘管理計画区の概況

本管理計画区は北海道北部、稚内市坂の下から抜海、豊富町の稚咲内、そして平成 15 年度に公園区域に編入された天塩郡幌延町に至る海岸と砂丘に係る地域である。この地域は海岸線に平行しておよそ 40km にわたり数列の砂丘が帯状に発達し、砂丘間には多数の湖沼群が存在する特異な景観を有している。気候は亜寒帯気候に属し、1 年を通して風が強い。植物相は海岸付近にはハマナス等の海浜性植物、海岸に近い砂丘にはミズナラの風衝林が生育し、背後の砂丘上にはトドマツやエゾイタヤ等で構成される針広混交林が成立しており、砂丘間には湿性や水性の植物が分布している。海岸砂丘林は、国内に数少ない原生的環境を良く保存している森林である。動物相はヒグマ、エゾシカ等哺乳類の他、鳥類が多数生息しており、国内唯一と言われるミコアイサの繁殖地がある他、オジロワシ等の希少な鳥類が見られる。また冬期には抜海港においてゴマフアザラシを観察することができる。

この地区の主な利用形態は道道稚内天塩線のドライブであり、6 月下旬には一面のエゾカンゾウ越しに日本海に浮かぶ利尻山を望むことができる。主な産業は、沿岸漁業及び酪農である。

(エ) サロベツ管理計画区の概況

サロベツ原野は、サロベツ川流域に形成された広大な泥炭地である。4千年とも
言われる時を経て植物の残遺体が堆積した泥炭の上に湿原植生が広がっている。
低平地における国内最大の高層湿原を有する他、国内最大級の浮島のある瞳沼や
大規模な湿地溝の発達が見られる等、国内では他に類を見ない規模の大きい湿原
景観を有する。気候は亜寒帯気候に属し、年平均気温は 5.9℃と冷涼である。植物
相としては、湿性の高山植物やミズゴケ群が生育しているが、地下水位の低下に
伴うと考えられるササの侵入拡大が懸念されている。動物相としては、ユーラシ
ア大陸に分布し北海道に隔離分布している爬虫類のコモチカナヘビや世界最小の
哺乳類であるトウキョウトガリネズミ等が生息する。また他の地区同様、多くの
渡り鳥を観察できる他、チュウヒやシマアオジ等の繁殖地も存在する。近年の調
査においてはタンチョウの繁殖も確認されている。本地区には国指定サロベツ鳥
獣保護区（2,560ha）が設定されており、全域が平成 17 年にラムサール条約湿地
に登録された。平成 15 年に、上サロベツの一部、泥炭採掘跡地を含む湿原域が新
たに公園区域に編入された。さらに平成 17 年には自然再生推進法に基づく自然再
生協議会が設置され、平成 18 年には上サロベツ自然再生全体構想が策定されてお
り、農業と共生した湿原の再生のための取組が行われている。

この地区の主な利用形態はサロベツ原生花園や幌延ビジターセンターにある木
道の散策で、木道からは植物観察や湿原水平景観の眺望が可能である。主な産業
は湿原周辺部での酪農である。

2 管理の基本方針

(1) 利尻礼文サロベツ国立公園の将来目標

利尻礼文サロベツ国立公園の管理に当たっては、次の5つを将来にわたる目標とする。

(ア) 最北の国立公園としての特徴を将来にわたり維持する

北方の島嶼景観、広大な原野、希少な高山植物、野鳥、海棲哺乳類等の北方圏の原生的な自然環境、また漁業や酪農などの地域産業の風景や集落景観等、最北の国立公園としての特徴を維持する。

(イ) 様々な眺望地点からの利尻山の景観を確保する

利尻島、礼文島、稚咲内海岸、サロベツ地域等にある利用拠点や利用ルートからの本公園のシンボルである利尻山（利尻富士）の良好な景観を確保する。

(ウ) 高山植物や野生動物が身近に感じられる公園とする

高山植物、湿原植物のほか、野鳥や冬季の海棲哺乳類等、多種多様な野生生物の生息・生育環境を保全するとともに、野生生物に関する地域毎、季節毎の情報を充実させ、適時に提供する。

(エ) 多様な地形・地質が楽しめる公園とする

火山、湿原、海岸砂丘、周氷河地形等、公園区域内に有する多様な地形・地質について、典型的な状態が観察できる場所の保全と利用を図り、環境学習の場としても活用していく。

(オ) 多様な主体による自然環境の保全と再生活動の推進を図る

自然環境の保全・再生活動にあたっては活動の担い手の育成や地域の連携を
深めながら、多様な主体とともに活動を推進する。

(2) 利尻礼文サロベツ国立公園の管理の基本方針

各将来目標達成のための管理の基本方針を以下のとおりに掲げる。

(ア) 多様な野生生物、それらが生息・生育する原生的な自然環境及び多様な地形・

地質を厳正に保全するため、開発行為によるこれらの改変は極力抑制すると
ともに、損なわれた自然環境の再生、外来生物対策、希少動植物の保護増殖
等、保全のために必要な施策を講じる。(将来目標ア，ウ，エ，オに対応)

(イ) 様々な利用拠点からの利尻山の景観や原生的自然域とその周辺の酪農や漁業

等の生活空間が調和した風景を維持するよう、住民と「地域に望ましい風景」
を共有し、それを基本とした景観管理を行う。(将来目標ア，イに対応)

(ウ) 公園利用者が日常の生活環境とは異なる北方圏の自然環境及び景観を身近に

かつ安全に享受できるよう、また環境学習の場として活用できるよう、施設
整備や自然環境に関する地域毎、季節毎のリアルタイムの情報提供を展開し、
自然とのふれあいの推進や新たな公園利用方を検討する。(将来目標ウ，エ
に対応)

(エ) 関係機関、パークボランティア、NPO等の多様な主体と連携し、サロベツ

湿原の自然再生、レブンアツモリソウの保護増殖、外来生物の防除等、自然
環境の保全や再生等の活動を推進するほか、公園利用者に対する情報提供の
体制の確立や、地域活動による公園管理を進めるための担い手の養成・支援

を行うよう努める。(将来目標ウ，エ，オに対応)

(3) 各管理計画区の管理方針

(ア) 利尻管理計画区

- ①利尻山の山麓から頂上にかけての良好な自然環境を保全する。
- ②利尻山の展望地において、前景となる海岸、漁村を中心とした街並み、湖面等を一体的に保全する。
- ③離島における固有の自然環境を保全するため、外来生物に対する防除を適切に進める。
- ④利尻山登山道の適切な整備と維持管理を図り、利用形態に対応した安全確保に努める。
- ⑤自治体・NPO等の組織や公園外施設との連携を図り、公園利用者に対して的確な情報提供を行える体制を整える。

(イ) 礼文管理計画区

- ①全域にわたって生育している寒地・高山性植物を保全する。
- ②主要展望地（桃岩展望台、ゴロタ岬等）からの利尻山の眺望を良好な状態で維持する。
- ③離島における固有の自然環境を保全するため、外来生物に対する防除を適切に進める。
- ④探勝路又は園路の適切な整備と維持管理を図る。
- ⑤自治体・NPO等の組織や公園外施設との連携を図り、公園利用者に対して的確な情報提供を行える体制を整える。

(ウ) 海岸砂丘管理計画区

- ①人為の加わっていない海岸砂丘の地形及び植生を保全する。
- ②道道稚内天塩線からの利尻山を含む眺望の広がりを確保する。
- ③原生的な自然環境を保全するため、外来生物に対する防除を適切に行う。
- ④自治体・NPO等の組織や公園外施設との連携を図り、公園利用者に対して的確な情報提供を行える体制を整える。
- ⑤公共事業用の砂の採取可能地区は、平成13年2月8日に定められた特別地域内における行為の許可基準の特例による区域の範囲内とし、これ以外の地区での砂の採取は認めない。

(エ) サロベツ管理計画区

- ①大規模な泥炭地とその上に広がる湿原植生を保全する。
- ②ビジターセンター、園地や道道豊富稚内停車場線、浜里下沼線からの利尻山及び地平線の眺望を確保する。
- ③原生的な自然環境を保全するため、外来生物に対する防除を適切に行う。
- ④湿原及び湖沼の状態が悪化した箇所については隣接する酪農等の産業と調整を図りながら自然再生事業を行う。
- ⑤自治体・NPO等と連携を図り、公園利用者に対して的確な情報提供を行える体制を整える。

3 風致景観及び自然環境の保全に関する事項

(1) 特に配慮すべき風致景観及び自然環境

2 (1) で前述した国立公園の将来目標の達成に向けて、本公園に特徴的な資質であり、特に国立公園として配慮すべき風致景観及び自然環境として「利尻山を望む景観」、「海岸線から生育する高山植物群落」、「サロベツ原野の自然景観」、「国立公園内に生息する野生動物の保護と管理」、「砂丘林及び砂丘林帯湖沼湿原群の保全」の5点を抽出し、その現況と課題、管理における対応方針を次のとおりまとめた。

(ア) 利尻山を望む景観

<現況と課題>

利尻山は利尻礼文サロベツ国立公園のシンボルであり、利尻島内はもちろん、島外（礼文島、本土部の海岸砂丘林、サロベツ原野等）からも雄大な山容を望むことができる。しかし、風力発電施設の建設や携帯電話のアンテナ鉄塔の設置等、景観に支障を及ぼすおそれのある工作物の新築が懸念されている。

<管理における対応方針>

利尻島内における園地、歩道、海岸線道路等の主要展望地からの利尻山の眺望を確保するとともに、島外の園地、歩道、海岸線道路等の主要展望地からの利尻山の眺望も確保する。

(イ) 海岸線から生育する高山植物群落

<現況と課題>

利尻礼文サロベツ国立公園は我が国最北の国立公園であり、本州では2,000m級の高山でしか見られない花々を海岸線付近から見るができる。一方、団体ツアーをはじめとした公園利用者の登山道や木道、園地の広場以外への場所に立入

りよる高山植物の踏み荒らしや盗掘による高山植物群落の衰退、海岸砂丘地区における海岸侵食やオフロード車等の車両の乗入れによる海浜・海岸植物群落の衰退のほか、靴底からの泥の持ち込み、園芸植物・道路緑化植物の分布拡大等によるオオアワダチソウ、コウリントランポポ、オオハンゴンソウ等本来この地域には存在しなかった植物の侵入等が課題となっている。また、今後国立公園内へ、特定外来生物のセイヨウオオマルハナバチの侵入、定着による在来マルハナバチや高山植物への影響が懸念される。

<管理における対応方針>

高山植物の踏み荒らしや盗掘については、自然保護官や自然公園指導員、パークボランティアが巡視活動を行い、公園利用者に対し、注意喚起、普及啓発に努めるほか、自治体等関係機関、地域の自然保護巡視員、フラワーガイド等との協働で対処可能とする連携体制を確立する。またホームページや利用拠点施設等において、踏み荒らしや盗掘に関する情報の発信や、団体利用者向けの広報活動を行い、公園利用者の理解を深めるよう努める。

海岸侵食による海浜・海岸植物群落への影響については、関係機関や地域活動団体と協力し、定期的にモニタリングを行う。

外来生物の侵入については、生態系に悪影響を及ぼすことのないよう、関係機関と連携し、侵入防止に努めるとともに、グリーンワーカー事業やパークボランティア等の協力を通じて、駆除活動を推進する。

また、レブンアツモリソウ等の希少植物について、盗掘の危険にさらされる場所に生育するものは、保護管理できる箇所への移植等適切な対応を行う。

(ウ) サロベツ原野の自然環境

<現況と課題>

サロベツ原野は低平地における日本最大の高層湿原を有する他、中間湿原から

低層湿原、ペンケ沼、パンケ沼等湖沼があり、広い水平景観と多様な湿地環境が特徴である。

一方、近年は地下水位の低下による湿原の乾燥化が進み、ササ類が侵入する等、その自然環境に変化が生じている。

＜管理における対応方針＞

サロベツ原野の保全・再生に当たっては、上サロベツ自然再生協議会が平成 18 年に策定した「サロベツ自然再生全体構想」に基づき、関係機関と連携して自然再生事業を推進する。自然再生事業は、学術研究から得られる知見が適切に活用されることが望まれることから、研究機関等との連携に努める。

自然再生活動への住民参加を進めるため、地域リーダーの養成や環境教育の普及に努める。

(エ) 公園内に生息する野生動物の保護と管理

＜現況と課題＞

本国立公園は国内最北部に位置し、島嶼を含む等の地理的条件に特徴があり、海洋から山岳まで多様な環境が存在するため、様々な鳥類の繁殖地となっている。また渡りの中継地としても重要な地域であり、極北部で繁殖するシロフクロウ、シロハヤブサ、ユキホオジロ、ツメナガホオジロ等を見ることができる。

海岸砂丘林やサロベツ原野においては、特定外来生物のアライグマが確認されており、在来生物への影響が懸念される。

海棲哺乳類については利尻島のボンモシリ島、礼文島の金田ノ岬、トド島、稚内市抜海港等においてゴマフアザラシ等を観察することができる。しかし、一方で漁業被害を及ぼす場合もあり、トドは有害鳥獣捕獲の対象となっている。

また近年、海岸砂丘地域やサロベツ原野においてエゾシカが急増しており、ロードキルによる交通事故や牧草地やサイレージでの農業被害、樹皮や湿原植物へ

の食害が見られる。

<管理における対応方針>

繁殖地、渡りの中継地となっている草原、森林、湖沼の自然環境を保全するため、湖沼では渡りの時期におけるモーターボート等の動力船の使用や、繁殖地、水質に影響を与えるおそれのある開発行為を極力制限するとともに、園地整備や自然再生施設の整備にあたっては、鳥類、動物の餌場となっている水草、昆虫の生息できる環境づくりを推進する。

繁殖地に侵入し影響が懸念されるアライグマについては、国立公園周辺を含め関係機関と連携し防除を実施していく。

海棲哺乳類については、生息地や個体への著しい接近を避ける等、漁業に影響を及ぼさないよう、観察対象として適切な対応に努める。

エゾシカの増加によるロードキルの課題については、標識整備等による運転者に対する注意喚起を行い、農業被害、自然生態系への影響については、鳥獣関係機関等と連携し対処する。

(オ) 砂丘林及び砂丘林帯湖沼湿原群の保全

<現況と課題>

海岸線に平行して数列帯状に発達した砂丘上には、海岸から内陸にかけての砂丘列ごとに異なった林相を見ることができ、砂丘間には多数の湖沼や湿原が見られる。しかし、周辺における農地の造成、排水路の整備、公共事業用の砂の採取等、土地利用の変化より、湖沼の水位低下や隣接する森林帯の樹木の枯損や砂の流出が起きている。

<管理における対応方針>

湖沼の水位低下については、水位変動のモニタリングを研究機関等と連携し行い、原因の把握に努め、上サロベツ自然再生協議会等で対策を協議する。

砂丘林に隣接地における土石の採取は、国立公園内については土石採取が可能な範囲を定め対処し、国立公園外については、事業者や関係機関に対し、緩衝帯の設定等自然生態系保全のための配慮を求める。

(2) 関連施策との連携

利尻礼文サロベツ国立公園における風致景観及び自然環境の保全は、自然公園法による管理だけでなく各種関連施策によって行われていることから、それらとさらに密接な連携を図り、推進する。

(ア) 鳥獣保護法に基づく野鳥の保護

国指定サロベツ鳥獣保護区（2,560ha）は集団渡来地として平成4年に指定され、その区域は利尻礼文サロベツ国立公園と重複している。サロベツ鳥獣保護区にはヒシクイ、オオハクチョウ、ミコアイサ、アカエリカイツブリ等が見られ、渡り鳥の中継地として重要な地区である。また、北海道により利尻島、礼文島、夕来稚咲内に鳥獣保護区が指定されており、それぞれ国立公園と一部重複している。

エゾシカによる食害等については、北海道のエゾシカ保護管理計画に基づき、個体数調整、モニタリングと予防策の実施、森林生態系への悪影響の防止を進めていく。

(イ) 種の保存法に基づくレブンアツモリソウ保護増殖

レブンアツモリソウは「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」（種の保存法）に基づく特定国内希少野生動植物種に指定されている。特に保護や増殖が必要な種として環境省及び農林水産省（林野庁）により「レブンアツモリソウ保護増殖事業計画」が策定されており、モニタリング、盗掘防止対策、人工培養等について、環境省、林野庁、北海道、礼文町が取り組ん

でいる。環境省はレブンアツモリソウの生育地である礼文町船泊地区（財務省所管地 1.7ha を平成 11 年に環境省所管地に所管換）及び鉄府地区（財務省所管地 4.6ha を平成 18 年に所管換）において、盗掘防止のための巡視、モニタリング調査等を実施している。

(ウ) 外来生物法により指定された特定外来生物の防除

「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」に基づく特定外来生物に指定されている種については、国立公園内では、利尻島、礼文島でのオオハンゴンソウ、海岸砂丘林、サロベツ原野でのアライグマ等が確認されている。また稚内市街地ではセイヨウオオマルハナバチが確認されており、国立公園内への侵入が懸念される。

オオハンゴンソウについては、利尻島オタドリ沼、礼文島久種湖においてグリーンワーカー事業及びボランティアの協力を得た駆除作業を行っている。

在来種により微妙なバランスを維持している生態系の保全のため、地域住民に対し、外来生物の脅威と判別法の周知を進める等普及啓発に努めると共に、侵入状況についてモニタリングを行い、関係機関と連携し防除等対処を行う。

(エ) 自然再生推進法に基づく上サロベツ自然再生協議会

平成 17 年 1 月に自然再生推進法に基づく上サロベツ自然再生協議会が設立され、18 年 2 月に上サロベツ自然再生全体構想が策定された。豊富町、サロベツ農事連絡会議、稚内開発建設部により、湿原と隣接農地の共生に向けた対策（緩衝帯の設置等）についての実施計画が作成された。環境省では公園計画に 4 箇所の自然再生施設を位置づけ、①基礎情報の収集整理、②湿原乾燥化防止、ササ侵入防止対策、③ペンケ沼、砂丘林帯湖沼群の土砂流入防止、水位低下対策、④泥炭採掘跡地の修復に関する調査、試験施工を行っている。今後、これ

までの調査結果を基に具体的な事業内容を実施計画にまとめ、上サロベツ自然再生協議会に諮りながら実施していく。

(オ) サロベツ原野のラムサール条約湿地登録

サロベツ原野は、国内の低平地で最も広い高層湿原であり、多様な湿原植生、砂丘湖沼群の水草、ヒシクイの飛来地等の特徴があり、2005年にウガンダで開催された第9回ラムサール条約締約国会議の開催に併せ、11月8日付けでラムサール条約湿地に登録された。登録箇所は、全域が国指定鳥獣保護区特別保護地区であり、利尻礼文サロベツ国立公園の特別保護地区及び特別地域と重複している。

(カ) 文化財保護法に基づく自然保護施策

利尻礼文サロベツ国立公園内にある北海道指定の史跡名勝天然記念物は「礼文島桃岩付近一帯の野生植物(123ha)」「利尻島のチシマザクラ自生地(30ha)」「稚内海岸砂丘林(1,563ha)」「レブンアツモリソウ群生地(10ha)」の4地区である。指定された天然記念物は、現状変更又はその保存に影響を及ぼす行為をしようとするときには北海道教育委員会の許可が必要となる。

(キ) 森林法等に基づく森林の保護施策

本国立公園は国有地が8割を占め、その多くが国有林である。また公有林や民有林もある。林地の多くは保安林に指定されており、樹木の伐採や土石の採掘、土地の形質変更の行為に制限がある。

森林整備事業では、多様で健全な森林整備を図っている。生物多様性が確保された多様な森林環境を整備するため、郷土樹種を主体とした地域固有の森林を再生する等の施策の実施が期待される。

また、レクリエーションの森における「森林環境整備推進協力金」により、礼文島レブンアツモリソウ群生地では高山植物保護協力金、利尻山登山道では利尻山環境整備募金がそれぞれの利用施設における維持管理等に活用されている。

(ク) 景観法等関連施策との連携

特に利尻島、礼文島では、来島者は「国立公園」より「島」を意識していると考えられるので、国立公園内を快適にすることはもちろん、国立公園区域外においても、快適な環境や街並みづくり等「島」全体の印象を今後とも好感の持てるものとするよう関係機関と協力する。

「景観法」に基づく景観計画では、建築物の建築等の届出行為について景観形成基準を定めて良好な景観の形成を図ることができることから、景観計画の策定に際しては、国立公園及びその周辺域の景観保護について連携を図る。

4 適正な公園利用の推進に関する事項

(1) 公園施設の利用及び維持管理

<利尻管理計画区>

(ア) 自然公園施設

① 周遊観光施設

姫沼、オタドリ沼、仙法志御崎、沓形岬等島内の湖沼や海岸を観光バス等によりめぐる「島めぐり」はこの地区の主な利用形態の一つとなっている。

周遊観光施設となる園地においては、利用者が静穏な空間の中で自然を鑑賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設周辺の維持管理に努める。

見返台園地、姫沼園地等の展望施設においては、展望に支障となる樹木を適宜剪定し、利尻山等の眺望を確保する。

② 登山道施設

利尻山登山道は鴛泊登山線（鴛泊コース）・沓形登山線（沓形コース）の2本のコースがあり、年間約1万人の登山者が利用する。また、甘露泉水ハイキングコースは年間約5千人、姫沼ポン山線（ポン山姫沼ハイキングコース）は年間約2千人が利用する。

利尻山登山道の維持管理の課題は、利尻山登山道等維持管理連絡協議会において、関係機関、関係団体と共有し、維持管理作業や地域ルールの設定と周知等を協力して行う。

利尻山登山道は開山日、閉山日が設定されておらず、融雪期においても一般の登山が見られる。融雪期の登山は、登山道の浸食や周辺植生の荒廃への影響が大きく、また登山者の滑落や遭難等の事故が頻繁に起こることから、融雪期の登山道の状況及び登山による影響の周知を行う他、登山者の安全を考慮した開山日の設定を関係機関と検討する。

また、利尻山の沓形登山線の三眺山から鴛泊登山線との合流点の間の通称

「親不知子不知」は急傾斜の崩壊地を横断するルートであり、登山道に残雪がある時期には滑落が頻繁に見られること、また常に上部からの落石の危険性にさらされ、待避場所がないことから、こちらについても、情報周知及び登山者の安全を考慮した利用制限を検討する。

利尻山登山道では、排泄のための登山道外への踏み込み防止、排泄物やティッシュペーパーによる環境悪化防止のため、平成 12 年より携帯トイレの利用を推進している。今後とも宿泊施設、自然ガイド等と連携し、登山者に対する携帯トイレの普及に努める。また登山道に設置されている携帯トイレブースの維持管理に努め、快適に利用できるよう必要な整備を行う。

事業執行のされていない登山道のうち荒廃箇所の修繕については、グリーンワーカー事業、森林環境整備推進協力金等を活用し、登山道周辺部の植生の荒廃が進まないよう努める。

利尻山登山道上部については、降雨・融雪による登山道の変化が特に大きいため、修繕、整備後の登山道の変化に注意を払い、順応的な補修ができるよう、自然保護官による経過観察を欠かさず行う。

登山道・探勝路上にかかる風倒木、枯損木は、宗谷森林管理署、町役場と連携し、歩行に支障のないよう適切に整理する。

探勝路の主要展望地点においては、展望に支障となる樹木を適宜剪定し、利尻山等の眺望を確保する。

高山植物、昆虫類等の盗採や写真撮影等による登山道外への逸脱を防止するため、自然保護官、パークボランティア、登山道監視員等による巡視活動を行い、利用指導を図る。

(イ) 一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な

調整を行うこととする。

<礼文管理計画区>

(ア) 自然公園施設

① 周遊観光施設

スコトン岬、澄海岬、桃台猫台等島内の海岸等の景勝地を観光バス等によりめぐる「島めぐり」はこの地区の主な利用形態の一つとなっている。

周遊観光施設となる園地では、利用者が静穏な空間の中で自然を観賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設周辺の維持管理に努める。

② 探勝路、登山道施設

桃岩歩道や礼文島縦断線(通称8時間コース)、礼文岳登山道等の遊歩道、登山道は、低標高から寒地・高山性植物を観賞できる道としてハイカー、登山者に利用されている。

探勝路、登山道の課題、高山植物保護に関する課題は、礼文島高山植物保護対策協議会において、関係機関、関係団体と共有し、維持管理作業や地域ルール of 策定と周知等を協力して行う。

高低差の少ない礼文島の探勝路は、個人から団体、生徒から中高年まで幅広い層の利用が見られる。しかしながら探勝路の幅員や整備状況、地質や植生等の立地により、団体ツアー等による集中的利用を許容できない探勝路では、過剰利用により、高山植物群落の著しい荒廃が見られることから、コースのランク付けとそれに対応した利用法の検討等を行う。

無秩序な立入りにより植生が破壊されるおそれがあるため、探勝路からの踏み込みや植物の盗採がされぬよう、掲示等による注意喚起を行うとともに、宗谷森林管理署、宗谷支庁、礼文町、地域ボランティア等とともに自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

事業執行のされていない探勝路のうち荒廃箇所の修繕については、グリーンワーカー事業、森林環境整備推進協力金等を活用し、探勝路周辺植生の荒廃が進まぬよう努める。

登山道・探勝路上にかかる風倒木、枯損木は、宗谷森林管理署、町役場と連携し、歩行に支障のないよう適切に整理する。

(イ) 一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行うこととする。

<海岸砂丘管理計画区>

(ア) 自然公園施設

この地区の主な利用形態は、海岸沿いの道道稚内天塩道路を利用した観光バス、マイカー等によるドライブ及び休憩に伴う展望利用や、園地における海浜草原植物観賞である。

園地においては、利用者が静穏な空間の中で自然を観賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設周辺の維持管理に努める。

浜勇知園地のコウホネ沼の水位は、フトイやコウホネといった水生植物と沼周辺の海浜植物の生育を考慮し、地下水を供給し周辺の自然湖沼と同様の水位が保たれるような調整に努める。

(イ) 一般公共施設

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行うこととする。

<サロベツ管理計画区>

(ア) 自然公園施設

この地区の主な利用形態は、サロベツ原生花園や幌延ビジターセンターでの展望利用や湿原植物観賞である。

園地においては、利用者が静穏な空間の中で自然を観賞し、自然とふれあえるよう、適切な清掃や施設周辺の整理整頓に努める。

この地区は湿原が広がっており、無秩序な立入りにより植生が破壊されるおそれがあるため、木道からの踏み込みや湿原植物の盗採がされないよう、掲示等による注意喚起を行うとともに、自然保護官による巡視活動を行い、利用指導を図る。

サロベツ原生花園園地は、サロベツ湿原の中央の泥炭地上に立地しており、駐車場への碎石の投入等維持管理作業による隣接する湿原植生への影響が懸念されている。周辺植生や水質のモニタリングを行い、維持管理・園地利用方法について検討する。

(イ) 一般公共施設

① 全体事項

一般公共施設の事業の実施については、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、翌年度の公共事業のヒアリングを実施し、基本的な調整を行うこととする。

② サロベツ川等の改修

サロベツ川、天塩川等の改修に当たっては、国立公園区域内の湿原保全に十分配慮するよう関係機関に協力を求める。

(2) 利用の制限・誘導

(ア) スノーモビルの乗入制限

サロベツ原野、利尻島の山麓部においてはスノーモビルの乗入が見られ、周辺の自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を及ぼすおそれがある。道路や広場以外へのスノーモビルの乗入を規制するよう関係機関と調整を図る。

(イ) 携帯トイレ利用と持ち帰り

利尻山登山者に対しては、携帯トイレを持って入山し、使用した際には回収ボックスに捨てるよう呼びかけし、普及啓発を図る。

(ウ) ゴミの持ち帰り

ゴミの散乱や残飯の放置等は、野生動物に悪影響を及ぼすことから、歩道や登山道にはゴミ箱は設置せず、看板の設置や利用者への指導により、関係機関と連携して、利用者に対しゴミの持ち帰りを促す。

(エ) スtockキャップの使用の徹底

近年登山、トレッキングにストックの使用が増えているが、ストックの先端が鋭利であり、登山道、探勝路の土を削ったり、土のう階段や木道等に傷を付け施設を痛めることとなるため、登山道等施設の保全と周辺植生の保護のためストックキャップのないストックを使用しないよう普及啓発を図る。

(オ) 登山道・探勝路の利用制限

多くの登山道、探勝路では団体ツアー等による集中的利用により歩道施設の荒廃が見られる。とくに、融雪期及び悪天時においては、歩道の荒廃が進むと共に、ぬかるみを避けるための路外への踏み込みによる植生の衰退や登山者の滑落や

遭難等の事故が見られることから、それぞれの登山道・探勝路について、利用状況の把握に努め、その結果を踏まえ、利用期間や利用ルールの策定等、適正利用のための利用制限を関係機関と検討する。

(カ) レブンアツモリソウ群生地等への立入規制

礼文岳周辺、鉄府のレブンアツモリソウ群生地及び桃岩周辺の寒地・高山性植物の群生地において歩道以外の場所への立入りにより植生が衰退している場所がある。これらの場所への立入りの規制について関係機関と調整を図る。

野外調査を行うレブンアツモリソウ研究者等に対しては、調査者の人数制限や調査時の歩行ルートの配慮、情報の共有化等が定められた「礼文島アツモリルール」を遵守するよう協力を求める。

(キ) 湿原等内の禁煙

木道や園路においては、泥炭地上、森林内に立地することから、泥炭火災、森林火災の予防のため、利用者に対し禁煙を呼びかける。

(3) 普及啓発

(ア) 環境教育の場の提供

- ・ 国立公園の中にある、火山、湿原、砂丘林、周氷河地形等、典型的な地形地質が観察できる場所においては、その特徴を示す解説板を設置する。
- ・ 国立公園の多様な自然景観が、地域の担い手育成のための学習の場として活用されるよう条件整備を行う。

(イ) 関係機関等との連携の強化

- ・ 高山植物の開花状況、多様な自然環境を訪れる野鳥や渡り鳥の飛来状況、海

棲哺乳類の生息状況等の様々なリアルタイムの自然環境情報を一体的に発信できるよう、関係機関等、パークボランティアや自然公園指導員等が連携し、それらの情報を集約する。また、公園利用に係る課題についても共有化し、解決に向けた地域ルールの方策等連携して対応する。

- ・ 集約した情報や関係機関の調整による地域ルールは、現地のビジターセンターで発信するほか、各フェリーターミナル、観光協会、宿泊業・旅館業組合等を通じて広く公園利用者に情報提供できるよう協力を求める。また、利尻礼文サロベツ国立公園のホームページに掲載し、広く他のホームページでのリンクを求め、幅広く発信するよう努める。
- ・ ビジターセンターの無い利尻島や礼文島においては、鬼脇の郷土資料館や仙法志の利尻町立博物館、香深の郷土資料館、稚内港湾事務所香深分駐所、船舶の高山植物培養センターに、ビジターセンター的機能を果たすよう協力を求める。
- ・ 抜海港で越冬するゴマフアザラシを観察するため、冬季に稚内市が設置している観察所においては、ゴマフアザラシの基礎情報や観測された頭数等、観察者に対する情報提供の場となっている。ゴマフアザラシの生態に影響を与えないよう、静かな環境で観察できる場の提供を維持するため、稚内市、稚内観光協会に協力を求める。
- ・ 利尻町森林公園はバンガローやキャンプサイトがあり宿泊が可能な公園である。花の森、小鳥の森といったエリアをつなぐ散策路が整備されており、利尻山山麓における自然観察・森林散策の場を提供している。利尻町立博物館主催の自然観察会等ふれあい行事が開催される。今後とも、利尻山山麓の自然とのふれあいの場として利活用を図る。
- ・ 礼文町による高山植物巡視員の詰所が桃岩展望台、レブンウスユキソウ群生地、レブンアツモリソウ群生地にあり、計5名の巡視員が高山植物の盗掘監

視、利用者指導のため配置されている。自然保護官、森林官、地域ボランティア、フラワーガイド等による情報交換の場となっており、高山植物保全活動の拠点として、一層の連携が図れるよう、掲示板の設置、連絡体制の確立等を推進する。

(ウ) 自然観察会等の環境教育に資するソフトの充実

- ・ 「自然に親しむ運動」の期間を中心に、関係機関と協力しながら、自然観察会を実施する。バリアフリーの精神を取り入れた自然観察会の実施に努める。
- ・ 「登山道にやさしい歩き方講座」「高山植物にやさしい写真撮影講座」等、利用のマナーや技術をテーマとしたトレッキング講座を関係機関・団体と協力し実施する。
- ・ パークボランティアによる自然解説活動や清掃活動を通じて、公園利用者に対する普及啓発を図る。パークボランティア相互に研鑽が図れるよう研修活動を支援する。
- ・ 学校教育活動、社会教育活動をはじめ、他機関が実施する自然に親しむ活動等に積極的に協力する。

5 公園事業及び行為許可等の取扱に関する事項

(1) 利尻管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取扱うこととする。 ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とする。ただし、集落内等建築物の密集している地区については、無落雪型等の屋根も認めるものとする。 ②屋根の色彩 原則として焦げ茶色又は黒色とする。 ③外壁の色彩 原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、

		茶、グレー、 <u>黒系</u> のいずれかの色又は自然材料の素材色のままとする。
(2) 道路	全域	①防護柵は、原則としてガードケーブルとし、色彩は灰色とする。 ②防雪柵等は、原則単純な形状とし、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。 ③<u>道路緑化に際しては、島外からの植物の導入を避け、ワラムシロ等浸食防止マット敷設による植生誘導工等を採用するよう努める。</u> ④擁壁等の工作物は自然石又は自然石に模したブロック等（化粧貼りを含む）を使用する。
(3) 電力 ・ 電話柱	全域	①<u>新設については、</u>特別保護地区及び主要利用地周辺で展望の妨げになる場所において原則として地下埋設とする。 ②電柱の色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。 ③<u>公園計画道路沿線においては、架空線の地下埋設化を図るように努め、その他の場所においても</u>電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架を図る。
(4) 風力 <u>発電施設</u>	<u>全域</u>	<u>主要展望地周辺等において利尻山を望む風致</u> <u>景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。また、島外（礼文島、サロベツ原野等）からの利尻山容景観保全にも配慮するものとする。</u>

(5) 鉄塔	全域	<u>主要展望地周辺等において利尻山を望む風致 景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めな いものとする。また、島外（礼文島、サロベツ原 野等）からの利尻山容景観保全にも配慮するもの とする。</u>
(6) その他の の工作物	全域	色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。
2 木竹の 伐採	全域	公園計画道路から望見される地域においては、 自然環境の保全に留意した施業方法となるよう 協力を求める。
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木材とし、材料 素地に白又は黒の文字を基調とする。

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け
環自国発第 051001001 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針による
ものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全域	<u>附帯施設等の取扱については、5.(1).(ア). 1.(1)の建築物及び5.(1).(ア). 1. (2)の道路と同様とする。</u>
	利尻登山線	杓形と見返台園地を結ぶ町道で <u>利尻町が事業 執行しており、針葉樹林の中を通過している。樹 林内の道路改良に当たっては、樹木の伐採を原則 避け、拡幅も必要最小限とする。</u>

	<u>姫沼線</u>	<u>姫沼へ到達する町道であり、利尻山、日本海の眺望にも優れる。車道の舗装、歩道整備等が行われており、道路改良に当たっては補修程度とする。冬季閉鎖となることから、オーバーハング式視線誘導標等冬季を想定した施設については不要時には撤去できるよう調整を図る。</u>
	<u>鴛泊利尻北麓線</u>	<u>鴛泊から北麓野営場を結ぶ町道で利尻富士町が事業執行しており、針葉樹林の中を通過している。車道の拡幅及び歩道整備が行われていることから、道路改良に当たっては補修程度とし、樹木の伐採については安全管理上の必要最小限の範囲とする。</u>
2 道路 (歩道)	全域	附帯する建築物の取扱については、<u>5. (1).</u> <u>(ア). 1. (1)</u> の建築物と同様とする。 <u>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。</u>
	鴛泊登山線	<u>鴛泊からの登山道で、利尻山登山者の大半がここを利用する。公園事業として執行するに当たっては、頂上付近で滑落の危険があるため、危険箇所に対する注意標識や迷いやすい地点での指導標の設置等、利用上の安全性の確保に努める。登山道の拡幅に伴い発生する土砂を止め、失われた植生を回復するため植生復元等の措置を行う。</u>

鬼脇登山線	鬼脇からの登山道であるが、7合目付近からは地表の崩落が激しく、転落等のおそれがある危険箇所が随所にあるため現在は閉鎖されている。利用上の安全が確保される見込みがある場合限り公園事業として執行することを検討する。
姫沼ポン山線	姫沼からポン山を経て甘露泉で鴛泊登山線道路（歩道）と合流する山麓の歩道である。<u>公園指定以前に整備した施設は老朽化しており、施設の改修にあわせて公園事業として把握することとする。廃道化している施設の再整備により植生の荒廃を起こさないよう留意する。</u> <u>公園事業の執行に当たっては、ポン山頂上付近は脆い地質であることから、植生の保護に十分留意し必要最小限の整備にとどめる。</u>
ポン山線	仙法志から仙法志ポン山頂上まで <u>歩道</u> があるが、オタドリ沼と仙法志ポン山の間は整備されていない。 <u>利尻山を見ながらの探勝路として、オタドリ沼と仙法志ポン山を結ぶ歩道整備にあわせて路線全体を公園事業として執行することとする。</u>
杓形登山線	杓形から三眺山を経て山頂直下で鴛泊登山線道路（歩道）と合流する登山道である。三眺山と鴛泊登山線合流点の間は落石や滑落のおそれがあり、 <u>遭難する事故も発生していることから、危険箇所に対する注意標識や迷いやすい地点での</u>

		指導標の設置の他、<u>安全管理上の歩行区域の限定等の必要な措置を検討する。</u> 利用上の安全性を確保が図られる範囲に限り公園事業として執行することを検討する。
3 園地	全域	附帯する建築物の取扱については、<u>5. (1). (ア). 1. (1)</u>の建築物と同様とする。 <u>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。</u>
	富士野	園路、駐車場、公衆便所、休憩舎が設置され、利尻山と海蝕崖の展望園地として利用されており、<u>北海道及び利尻富士町が事業執行している。</u> 今後ともこの利用形態を継続させる。
	姫沼	針葉樹林の中の沼として人気が高く、利尻山を展望し姫沼一周の探勝を行う園地として、駐車場、歩道、公衆便所、休憩所が設置されており、<u>利尻富士町が事業執行している。</u>姫沼を周回する木道、<u>公衆便所等</u>の再整備を図る。 <u>電気水道が敷設されていないことから、自然エネルギーの使用した設備について、維持管理や周辺の自然環境への配慮等を勘案し、検討する。</u> <u>枯渇が懸念される湧水の調査等必要な対応及び整備を検討する。</u>

	オタドマリ沼	利尻山とオタドマリ沼の展望園地として利用され、駐車場、園地、公衆便所、休憩所が設置されており、<u>利尻富士町が事業執行している。</u>今後この利用形態を継続させる。 周辺のアカエゾマツ林は保存緑地として取り扱う。
	見返台	利尻山等の展望園地として利用され、駐車場、園地、公衆便所、展望台等が設置されており、<u>北海道及び利尻町が事業執行している。</u>今後この利用形態を継続させる。
	杓形岬	利尻山の展望園地として利用され、駐車場、公衆便所、休憩舎、歩道、広場、売店、<u>野営場</u>が設置されており、<u>北海道及び利尻町が事業執行している。</u>今後この利用形態を継続させる。
	御崎	利尻山及び海岸景観の展望地及び磯遊びのできる園地として利用されており、駐車場、公衆便所、休憩所、売店、展望台が設置されている。 このうち、駐車場と公衆便所及び休憩所を<u>北海道及び利尻町が事業執行している。</u> 今後、地区の売店を公園事業として執行するに当たっては、1棟にまとめるよう指導する。
4 避難小屋	全域	附帯する建築物の取扱については、<u>5. (1). (ア). 1. (1)</u>の建築物と同様とする。
	長官山	鴛泊登山線道路（歩道）の中腹にあり、<u>利尻富士町が事業執行しており、</u>平成6年に建て替えら

		れた。 <u>避難小屋と資材小屋としての機能を有する。今後とも避難小屋として適切に維持管理を図るよう指導する。</u> <u>携帯トイレブースの改修・拡張整備を図る。</u>
	鬼脇山麓	鬼脇登山線道路（歩道）が閉鎖されている状況であり、当該歩道と合わせて取扱を検討する。
	見晴台	杓形登山線道路（歩道）の中腹にあり、利用者はあまり多くない。既存施設の改修程度にとどめる等、取扱を検討する。
5 野営場	利尻北麓	針葉樹林内に位置し、快適な利用環境に恵まれており、<u>利尻富士町が事業執行している。利尻山登山者の拠点や周辺住民のレクリエーションの場として利用されており、今後もこの利用形態を維持させるとともに、利尻山登山道入り口としてのインフォメーション機能の強化を図る。</u> 附帯する建築物の取扱については、<u>5.（1）.（ア）. 1.（1）</u>の建築物と同様とする。
6 博物展示施設	姫沼	<u>姫沼ポン山線の起点に位置する。</u> <u>島内の自然情報や登山道情報を発信するインフォメーションセンターとして整備を検討する。</u> <u>整備にあたっては、針葉樹林や沼の自然環境を損なわないよう周辺の自然状況と利用状況に合わせた必要最小限の規模・配置とする。</u> <u>なお、電気水道が敷設されていないことから、</u>

		<u>設備については自然エネルギーの使用を検討する。</u>
--	--	--------------------------------

(2) 札文管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取扱うこととする。 <u>なお、普通地域内の建築物の形状、色彩についてもこの取扱方針に準じた指導を行う。</u> ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とする。ただし、集落内等建築物の密集している地区については、無落雪型等の屋根も認めるものとする。 ②屋根の色彩 原則として焦げ茶色又は黒色とする。

		③外壁の色彩 原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、茶、グレー系のいずれかの色又は自然材料の素材色のままとする。 ④造成地法面等の緑化 <u>島外からの植物の導入を避け、ワラムシロ等浸食防止マット敷設による植生誘導工等を採用するよう努める。</u>
(1) 道路	全域	①防護柵は、原則としてガードケーブル、又はガードパイプとし、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。 ②防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等は、原則単純な形状とし、<u>構造体の色彩は灰色又は焦げ茶色とし、特別保護地区及び主要利用地周辺で展望の妨げとなる場所においては、原則4月から10月までは撤去又は地下収納とする。</u> ③道路線形は、<u>工事による造成を少なくするため、原則現地地形に順応するよう努める。</u> ④造成地の取扱は、<u>露岩地や風衝草原等周囲の自然景観に則したものとし、法面や擁壁の形状・工法の検討に原則反映させる。</u> ⑤道路法面を構造物で保護する場合については、<u>原則人工構造物が視認されないような工法とする。</u>

		<u>⑥道路緑化に際しては、標高0 mから寒地・高山性植物が見られることから、島外からの植物の導入を避け、現地に適した緑化方法として、小面積の緑化は、ワラムシロ等浸食防止マット敷設による植生誘導工等を採用するよう努め、大面積の緑化においても施行区域周辺の自然植生からの種子や表土（埋土種子）を使用した吹付緑化工法を採用するよう努める。</u> <u>⑦擁壁等の工作物は、原則として、小規模で石積が可能な場合には、石積若しくはふとん簗により施工し、ブロック積若しくはコンクリート構造物を採用する場合には、表面に自然石又は自然石に模したブロック等（化粧貼りを含む）を使用する。</u>
(3) 電力・電話柱	全域	<u>①新設については、特別保護地区及び主要利用地周辺で展望の妨げとなる場所においては、原則として地下埋設とする。</u> <u>②電柱の色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。</u> <u>③公園計画道路沿線においては、架空線の地下埋設化を図るよう努め、その他の場所においても電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架を図る。</u>
(4) 治山・砂防施設	全域	<u>集落密集地以外の特別保護地区については原則として認めない。</u>

		<u>主要公園利用施設からの展望方向にあり景観を著しく損なうもの、希少野生動植物の生息生育に重要な箇所、原始性の保たれた地域等、特別に景観及び自然環境保全が必要な箇所については原則として認めない。ただし、防災上ほかに方法がなく、やむを得ず設置する場合は、周囲の景観の調和するような修景の配慮、自然生態系への配慮を原則実施するものとする。</u>
<u>(5) 風力発電施設</u>	<u>全域</u>	<u>主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。</u>
<u>(6) 鉄塔</u>	<u>全域</u>	<u>主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。</u>
(7) その他の工作物	全域	色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。
2 木竹の伐採	全域	公園事業道路から望見される地域においては、自然環境の保全に留意した施業方法とするよう協力を求める。
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木材とし、材料は素地に白又は黒文字を基調とする。
4 植物等の採取	全域	レブンアツモリソウは、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」に基づく国内希少野生動植物種に指定されており、また、礼

		文町の寒地・高山性植物保護運動のシンボルでもある。その採取については、レブンアツモリソウの保護管理上の移植の他、学術研究等であって保護増殖のために必要最小限と認められるもの以外は許可しないこととする。
--	--	---

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全域	附帯する施設、緑化等の取扱については、<u>5. (2). (ア). 1. (1) の建築物及び 5. (2). (ア). 1. (2) の道路と同様とする。</u>
	須古屯西上 泊線	スコトン岬から江戸屋までは丘陵部の草原地と海岸線の道路とに分かれ、浜中からは牧草地を通り西上泊に至る道路で、<u>北海道及び礼文町が事業執行している。</u> <u>①江戸屋から須古頓に至る丘陵線車道、通称「江戸屋山道」は、周囲の景観及び自然環境が良好な雰囲気であることから、道路改良に当たっては現道の補修や必要最小規模の停車帯の整備程度とし、新たな工作物の整備は原則行わない。</u>

	②江戸屋から須古頓に至る海岸線車道は、生活道路である道道である。急峻な斜面にレブンコザクラ・チシマフウロ等寒地・高山性植物が生育するが、落石の危険性も高い。落石防止については、道路の安全確保と自然環境・風致景観の維持との調和を図る工法の検討を行う。 ③須古頓西上泊線〈浜中から鉄府分岐〉は、レブニアツモリソウ群生地を通過する町道であり、平成13年から車道の拡幅及び歩道整備を行っている。道路改良に当たっては補修程度とする。 ④須古頓西上泊線〈鉄府分岐から西上泊〉は、生活道路でもあるとともに、風化した脆い地質であること、沿道に寒地・高山性植物が多数生育していることから、道路改良に当たっては、礼文町で実施した浜中・西上泊線道路計画協議会の協議結果を参考に、道路の安全管理と周囲の自然環境・風致景観の維持との調和を図る工法の検討を行う。
香深香深井線	礼文島中心集落である香深から礼文島南部の山地内を経て香深井に至る町道、通称「礼文林道」である。周囲の景観及び自然環境が良好な雰囲気を保っていることから、道路改良に当たっては現道の補修や必要最小規模の停車帯の整備程度とし、新たな工作物の整備は原則行わない。

	香深元地線	香深より桃岩トンネルを経て元地海岸に至る道道で、<u>北海道が事業執行しており</u>、生活道路でもある。地形が急峻なことから改良に当たっては、道路の安全確保と周囲の自然環境・風致景観との調和を図る工法の検討を行う。
2 道路 (歩道)	全域	附帯する施設等の取扱については、<u>5. (2).</u> <u>(ア). 1. (1)</u>の建築物と同様とする。 <u>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。</u>
	礼文島縦断線	スコトン岬から、ゴロタ岬、西上泊及び桃岩を経て知床に至る歩道で、<u>北海道が事業執行している。一般的な観光探勝コースである通称「桃岩遊歩道」、「8時間コース」と重複する部分が多い。</u> 事業執行されているのは、<u>桃岩-元地灯台とゴロタ岬及び西上泊-ササドマリの区間である。</u> <u>一部で探勝路の拡幅や踏み荒らしによる植生の荒廃が見られることから、植生保護のための歩行区域の限定や失われた植生を回復するための植生復元等必要な措置を検討する。</u>
	久種湖周回線	久種湖を一周する歩道計画である。現在西側湖岸～南東側湖岸にかけて、<u>北海道及び礼文町が事業執行している。</u>東～北側湖岸は車道のみが設置

		されている。<u>歩道未整備区間について、車歩道の分離等歩行者への安全の確保が図られた際に公園事業として取り扱う。</u>
	礼文岳登山線	<u>平成17年に新百名山にあげられた礼文岳への登山道である。登山道整備は、現状維持を基本とする。指導標の整備に際しては、起登山への廃道へ迷い込まないよう必要な措置を講ずるものとする。</u>
3 園地	全域	附帯する施設等の取扱については、<u>5. (2). (ア). 1. (1) の建築物と同様とする。</u> <u>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。</u>
	トド島	<u>利用状況に応じ、施設の位置、規模構造等について、磯遊び、散策のできる園地として工法を検討する。</u>
	スコトン岬	礼文島北端の展望園地として利用され、駐車場、公衆便所、広場、展望広場、<u>休憩舎・売店が設置されており、北海道及び民間1件が事業執行している。</u>今後ともこの利用形態を継続させる。 <u>現休憩舎・売店は、スコトン岬、トド島への展望方向に位置することから、建て替えに当たっては、施設の位置、規模構造等について園地デザイン</u>

	<u>ンを踏まえ慎重に検討する。</u>
久種湖畔	<u>利用状況に応じ、久種湖を展望する園地として施設の位置、規模構造、工法等を検討する。</u>
元地	駐車場、公衆便所、展望台等が整備されており、 <u>礼文町が事業執行している</u> 。桃岩及び西海岸を展望する園地として、今後もこの利用形態を継続させることとし、施設の大幅な増設は行わないこととする。
桃岩	利尻山の展望及び寒地・高山性植物の観察地として利用されている。歩道、広場、植生保護柵が設置されて<u>おり、北海道が事業執行している</u>。今後も利尻山及び西海岸等の展望園地及び寒地・高山性植物の観察地として取り扱う。歩道と広場については既存の施設の補修にとどめ、<u>必要に応じ植生復元等の必要な措置を施す。</u> <u>乗用車とマイクロバスが通行できる車道が上部まで達しており公園区域外に駐車場がある。今後は、環境保全に留意しつつ施設の有効利用を図るため、この地区全体の利用のありかたについて関係機関と十分調整を図る。</u>
西上泊	西海岸の海食崖景観を展望する地点として、駐車場、公衆便所、休憩舎（レストハウス）、歩道及び広場が設置されて <u>おり、北海道及び礼文町が事業執行している</u> 。今後の整備に当たっては既存

		施設の改良と適正な維持管理を指導する。
4 係留施設	全域	附帯する施設等の取扱については、<u>5. (2). (ア). 1. (1)</u> の建築物と同様とする。
	トド島	<u>利用状況に応じ、トド島園地を訪れる利用者のための係留施設として、施設の位置、規模構造、工法等を</u>検討する。
	西上泊	利用状況に応じ、西上泊園地を訪れる利用者のための係留施設として、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
5 野営場	全域	附帯する施設等の取扱については、<u>5. (2). (ア). 1. (1)</u> の建築物と同様とする。 <u>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。</u>
	久種湖畔	<u>利用状況に応じ、礼文島北部を利用するための野営場として、施設の位置、規模構造、工法等を</u>検討する。
	元地	<u>利用状況に応じ、礼文島南部を利用するための野営場として、施設の位置、規模構造、工法等を</u>検討する。
6 舟遊場	全域	附帯する施設等の取扱については、<u>5. (2). (ア). 1. (1)</u> の建築物と同様とする。
	久種湖畔	<u>平成8年に整備し、野営場と一体的に利用され</u>

		ている施設であり、<u>礼文町が事業執行している。</u> <u>施設の大幅な増設は行わないこととする。利用期間の制限について、礼文町、北海道宗谷支庁と調整を図り、適切な利用ができるよう検討する。</u>
	<u>元地</u>	<u>利用状況に応じ、海浜レクリエーションを楽しむ利用者のための舟遊施設として、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。</u>
<u>7 宿舎</u>	<u>スコトン岬</u>	<u>スコトン園地に隣接する宿舎で、民間1軒が事業執行している。今後の建て替え又は増改築に当たっては、落ち着いた雰囲気を持続しつつ、海岸と海蝕崖の間に立地することから安全確保ができる立地、工法を採用するよう指導する。</u> <u>建築物、看板のデザインの取扱については、5. (2). (ア). 1. (1) の建築物及び5. (2). (ア). 3 の広告物と同様とする。</u>

(3) 海岸砂丘管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」（平成 17 年 10 月 3 日付け環自国発第 051003001 号）第 6 に規定するとおり、自然公園法施行規則第 11 条に規定する許可基準（以下「許可基準」という。）、同条第 33 項の規定に基づき環境大臣が定めた「利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成 13 年 2 月 8 日付け環境省告示第 6 号（抜海地区及び浜勇知・夕来・稚咲内地区））及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成 12 年 8 月 7 日付け環自国第 448-3 号）において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地区	取扱方針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<u>稚内天塩線道路（車道）から望見される地区（A 地区（図－1））</u> においては、車道からの眺望の妨げになる建築物は、公益上必要なものを除き、原則として認めない。 また、形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取り扱うこととする。 <u>なお普通地域内の建築物の</u>

		<u>形状、色彩についてもこの取扱方針に準じた指導を行う。</u> ①屋根の形状 原則として切妻又は寄棟とする。ただし、<u>集落内等建築物の密集している地区における無落雪型等の屋根及び、畜舎、納屋のかまぼこ状の形状（通称D型）は認めるものとする。</u> ②屋根の色彩 原則として焦げ茶色又は黒色とする。<u>ただし、切妻・寄棟屋根の畜舎、納屋については濃い赤色、濃い青色も認めるものとする。</u> ③外壁の色彩 原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、茶、グレー系又は自然材料の素材色のままとする。<u>ただし、切妻・寄棟屋根の畜舎、納屋については濃い赤色、濃い青色も認めるものとする。</u>
(2) 道路	全域	<u>稚内天塩線道路（車道）から望見される地区（A地区（図－1））においては、車道からの眺望の妨げになる道路付属物は、自動車道標識令、視線誘導標の設置基準等法令通達等に設置を定められた必要最小限のもの以外は原則として認めない。</u> <u>また、周辺の自然環境との調和を図るため、</u>

		<u>以下のように取り扱うこととする。</u> ①防護柵は、原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。 ②防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等は、原則単純な形状とし、<u>構造体の</u>色彩は灰色又は焦げ茶色とする。 ③<u>道路緑化に際しては、夕来～浜里の自然草原及びその隣接地については、外来生物の侵入を防止するため、緑化方法としてワラムシロ張りや浸食防止マット敷設による植生誘導工等</u>を採用するよう努める。<u>牧草地農地等に隣接する車道路肩については、張付覆土による植生誘導工等</u>を採用するよう努める。 ④擁壁等の工作物は、自然石又は自然石に模したブロック等（化粧貼りを含む）を使用する。
（３）電力 ・電話柱	全域	①<u>稚内天塩線</u>道路（車道）から望見される地区（Ａ地区（図－１））においては、地下埋設以外は原則として認めない。 ②電柱の色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。 ③電力柱と電話柱が隣接する場合は、原則として共架とする。

<u>(4) 風力 発電施設</u>	<u>全域</u>	<u>主要展望地周辺等において利尻山を望む風 致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、 認めないものとする。</u>
<u>(5) 鉄塔</u>	<u>全域</u>	<u>主要展望地周辺等において利尻山を望む風 致景観に支障を及ぼすおそれのあるものは、 認めないものとする。</u>
(6) その他 の工作物	全域	<u>稚内天塩線道路（車道）から望見される地 区（A地区（図－１））においては、地下に 埋設されるものを除き、公益上必要なもの（第 ２種、第３種特別地域においては農林漁業を 営む上で最低限必要なものを含む）以外原則 として認めない。</u> 色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とす る。
2 土石の 採取	全域	次の地区については「<u>利尻礼文サロベツ国 立公園の特別地域内における行為の許可基準 の特例</u>」（平成13年２月８日付け環境省告示 第6号）による。 ① B地区（図－１）における農地改良及び農 地造成に伴って行われる砂の除去。 ② C地区（図－１）における砂の採取。 採取断面、掘削深度、緑化方法等について は、周囲の風致景観との連続性が損なわれな いよう配慮する。

		<u>砂丘林に隣接し又は近傍にある箇所については、砂丘林湖沼群の水位低下が起こらないよう、掘削深度を設定する。</u> <u>採取断面はラウンディング等を行い隣地との連続性を損なわぬよう配慮する。</u> <u>法面は、安定勾配をとり、表土によるすき取り覆土により早急に緑化し、法面の浸食や飛砂が起こらないようにする。</u> <u>車道と隣接する場合、公園道路とは15m、その他道路とは5mの緩衝帯を設置し、車両通行の安全配慮をはかる。</u> <u>C地区については、平成23年を終掘とする。</u>
3 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木材とし、材料素地に白又は黒文字を基調とする。

（イ）公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成17年10月1日付け環自国発第051001001号）第10の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取扱方針
1 道路 (車道)	全域	附帯する施設等の取扱については、<u>5.</u> <u>(3). (ア). 1. (1)</u>の建築物及び<u>5.</u> <u>(3). (ア). 1. (2)</u>の道路と同様とする。

<u>稚内天塩線</u>	稚内市坂の下から抜海、浜勇知、夕来、豊富町稚咲内、<u>幌延町浜里</u>を経て<u>天塩河口大橋</u>へ達する海岸沿いの道路で、<u>北海道が事業執行している。</u>道路沿いは海岸植生又は採草地になっている。海岸線の通景線確保のため、現状の補修程度にとどめるよう指導する。 <u>特に、稚内市浜勇知～幌延町界区間においては、人工構造物のほとんどない海浜植物群生地、採草地が広がり、公園施設として良好な景観及び自然環境が保たれていることから、防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等の新たな工作物の設置は原則行わない。</u> <u>すでに設置された防雪柵は、原則として4月から10月までは撤去又は地下に収納するよう指導する。</u>
円山稚咲内線	豊富町の円山から稚咲内漁港までの道路で、<u>北海道が事業執行している。</u>稚咲内集落の生活道路である。現道の拡幅、改良に当たっては、木竹の伐採を原則伴わないよう指導する。 <u>特別保護地区における防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等は原則認めない。</u>
<u>下サロベツ原野線</u>	<u>幌延町の音類橋から浜里へ至る原生的自然の残る海岸砂丘林を横断する道路で、北海道</u>

		<u>が事業執行している。現道の拡幅、改良に当たっては、木竹の伐採を原則伴わないよう指導する。</u> <u>特別保護地区における防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等は原則認めない。</u>
2 道路 (歩道)	<u>全域</u>	<u>附帯する建築物の取扱については、5.</u> <u>(3) . (ア) . 1 . (1) の建築物と同様とする。</u> <u>整備に当たっては、在来種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。</u>
	<u>稚咲内線・ 下サロベツ 砂丘線</u>	<u>砂丘上の国有林内をめぐる歩道で、現在、管理用歩道が設置されている。</u> <u>砂丘帯に成立した森林と砂丘列間の多数の湿原、湖沼により原生的な景観を残していることから、これを適切に保全するため、砂丘林等の自然観察路として既存歩道を事業として執行する際には、利用者数の調整や自然ガイド付きの利用を促すルールづくりを行うなど、無秩序な利用を避ける措置を関係機関と調整し講ずるものとする。</u> <u>また、利用上必要な駐車場、公衆便所等の施設の整備について関係機関と調整を図る。</u>

	<u>北海道自然 歩道線</u>	<u>利用状況に応じ、海岸や自然歩道等既存施設の活用を図りつつ、新たな施設については位置、規模構造等について、周囲の風致景観との調和や歩行の安全を図りながら探勝路として工法を検討する。</u>
3 園地	全域	附帯する建築物の取扱については、<u>5.</u> <u>(3). (ア). 1. (1)</u>の建築物と同様とする。 <u>整備に当たっては、在来種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。</u>
	稚咲内	利尻山の展望園地及びパーキングエリア的な園地として、駐車場、広場、展望台、公衆便所及び休憩所（レストハウス）が設置されており、<u>北海道及び豊富町が事業執行している。</u>既存施設の適切な維持管理に努める。
	浜勇知	利尻山の展望及びネムロコウホネをはじめとする湿地性植物群落の観察地として、駐車場、園路、休憩所が設置されて<u>おり、北海道及び稚内市が事業執行している。</u> <u>今後とも湿地性植物群落の保全に配慮し、既存施設の適切な維持管理に努める。</u>

	<u>浜里海岸</u>	<u>利尻山の展望園地及び海浜植物群落の観察地として、既存駐車場等施設の活用を図りつつ、新たな施設については、周囲の風致景観との調和を図りながら、位置、規模構造等について工法を検討する。</u>
<u>4 自然</u> <u>再生施設</u>	<u>稚咲内海岸</u>	<u>海岸砂丘帯及び砂丘林が稚咲内市街地や採草地と隣接しているため、地域住民と関係機関との調整を図り、施設の位置、規模構造、仕様等について検討する。</u> <u>附帯する建築物の取扱については、5．（3）．（ア）．1．（1）の建築物と同様とする。</u> <u>現に実施されている稚咲内町有砂丘林の自然再生事業については、施工区域周辺の砂丘林から種子及び稚樹等を採取し、使用するよう努める。</u> <u>稚咲内砂丘林湖沼群の水位低下への対策については、上サロベツ自然再生協議会での原因把握と対処法の検討結果を参考に進めるものとする。</u>
<u>5 植生</u> <u>復元施設</u>	<u>浜里海岸</u>	<u>海岸砂丘帯で行われた大規模な砂利採取後の窪地について、浚渫土等による穴埋め及び緑化活動により、海岸砂丘の景観と海浜低木、</u>

	<u>草原の植生復元を行う。</u> <u>現在進められている南サロベツ海浜景観再生プランによる緑化を事業として取り扱う。</u> <u>緑化方法、造成等については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取り扱うこととする。</u> <u>①緑化植物については、施工区域周辺の自然植生からの種子・土壌を採取し使用するよう努める。</u> <u>②植生復元に伴う造成は、窪地の穴埋めと周辺風致景観に合わせた起伏付け程度とし、過度な盛土は行わない。</u> <u>③防風、防砂用に必要な防護柵については原則単純な形状とし、色彩は焦げ茶又は自然材料の素材色のままとする。</u>
--	--

(4) サロベツ管理計画区

(ア) 許可、届出等取扱方針

特別地域及び特別保護地区における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等の取扱要領」(平成17年10月3日付け環自国発第051003001号)第6に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準(以下「許可基準」という。)、同条第33項の規定に基づき環境大臣が定めた「利尻礼文サロベツ国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」(平成13年2月8日付け環境省告示第6号(サロベツ原生花園地区))及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」(平成12年8月7日付け環自国第448-3号)において定める許可基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針により事業者等を指導するとともに関係機関との調整を図るものとする。

なお、公園事業の執行として行われる行為については、本取扱方針を適用しない。

行為の種類	地 区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	全域	<u>農林漁業用又は公益上必要なもの以外認めない。</u> <u>また、形状、色彩については、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取り扱うこととする。</u> <u>①屋根の形状</u> <u>原則として切妻又は寄棟とする。ただし、畜舎、納屋についてはかまぼこ状の形状(通称D型)を認めるものとする。</u>

		<u>②屋根の色彩</u> <u>原則として焦げ茶色又は黒色とする。ただし、切妻、寄棟屋根の畜舎、納屋については濃い赤色、濃い青色を認めるものとする。</u> <u>③外壁の色彩</u> <u>原則としてクリーム、アイボリー、ベージュ、茶、グレー系又は自然材料の素材色のままとする。</u> <u>ただし、畜舎、納屋の切妻、寄棟の建物については濃い赤色、濃い青色を認めるものとする。</u>
(2) 道路	全域	<u>車道からの眺望の妨げになる道路付属物は、自動車道標識令、視線誘導標の設置基準等法令通達等に設置を定められた必要最小限のもの以外は原則として認めない。</u> <u>また、周辺の自然環境との調和を図るため、以下のように取り扱うこととする。</u> <u>①防護柵の設置は原則避けるが、安全上やむを得ず設置する際は、原則としてガードケーブル又はガードパイプとし、色彩は灰色又は焦げ茶色とする。</u> <u>②防雪柵、オーバーハング式視線誘導標等の工作物を原則認めない。</u> <u>③サロベツ湿原及びその隣接地に位置する道路の緑化に際しては、外来生物の侵入を防止するため、ワラムシロ等浸食防止マット敷設による植生誘導工等の緑化工法を採用するよう努める。牧草地農</u>

		地等に隣接する車道路肩については、張付覆土による植生誘導工等を採用するよう努める。 ④トウキョウトガリネズミの生息地であるため、コンクリート構造物の道路側溝を設置する際には、小動物転落防止のための蓋の設置や、転落後はい上がれるような小動物用の斜路を設置する等の配慮を行う。
(3) 電力 ・電話柱	全域	原則として地下埋設以外認めない。
(4) 風力 発電施設	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景觀に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。
(5) 鉄塔	全域	主要展望地周辺等において利尻山を望む風致景觀に支障を及ぼすおそれのあるものは、認めないものとする。
(6) その他 の工作物	全域	地下に埋設されるものを除き、公益上必要なもの（第2種、第3種特別地域においては農林漁業を営む上で最低限必要なものを含む）以外原則として認めない。 色彩は、原則として灰色又は焦げ茶色とする。
2 広告物	全域	材料は、原則として自然石又は木材とし、材料素地に白又は黒文字を基調とする。
3 土石の 採取	全域	特別保護地区、第1種特別地域、第2種特別地域における機械ボーリングによる土石採取におい

		ては、作業により発生する処理水が周辺の湿原植生に影響しないよう、適切な措置を講ずる。
--	--	--

(イ) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」（平成 17 年 10 月 1 日付け環自国発第 051001001 号）第 10 の規定によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地 区	取 扱 方 針
1 道路 (車道)	全域	附帯する施設等の取扱については、<u>5. (4).</u> <u>(ア). 1. (1) の建築物及び 5. (3). (ア).</u> <u>1. (2) の道路と同様とする。</u>
	円山稚咲内 線	豊富町の円山から稚咲内漁港までの道路で、<u>北海道が事業執行しており、稚咲内集落の生活道路でもある。原野の広々とした水平景観の先に牧歌的風景を保つ豊徳台地や国有林である砂丘林、その背後に利尻山を望むことができ、景観及び自然環境が良好な雰囲気を保っていることから以下のように取り扱うこととする。</u> <u>①防雪柵は、泥炭採掘跡地に隣接する公園計画図区域線98番から99番間約 1 km及び106番から107番間約 2 kmのみ設置可能としその他の路線は認めない。原則単純な形状とし、構造体の色彩は灰色とする。原則として4月から10月までは撤去又は地下に収納する。</u>

		②オーバーハング式視線誘導標等は夏期に撤去できるもののみ認める。原則単純な形状とし、構造体の色彩は灰色又は焦げ茶色とする。原則として4月から10月までは撤去 ③現道の改良に当たっては、<u>道路側溝の堰上げ改修等湿原の保全に十分配慮する。</u>
	パンケ沼線	幌延町の下沼からパンケ沼畔園地へ到達する道路で、<u>幌延町が事業執行している。</u>既存施設の<u>舗装化の他は補修程度にとどめる。</u>
	下サロベツ原野線	幌延町の下沼から音類橋までの道路で、<u>北海道が事業執行している。</u><u>人工構造物のほとんどない湿原、採草地が広がり、景観及び自然環境が良好な雰囲気を保っていることから以下のように取り扱うこととする。</u> ①オーバーハング式視線誘導標等は夏期に撤去できるもののみ認める。原則単純な形状とし、構造体の色彩は灰色又は焦げ茶色とする。原則として4月から10月までは撤去する。 ②現道の改良に当たっては、湿原の保全に十分配慮する。
2 道路 (歩道)	全域	附帯する施設等の取扱については、<u>5. (4). (ア). 1. (1)</u>の建築物と同様とする。 <u>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u>

		<u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。</u>
	<u>サロベツ原生花園線</u>	<u>サロベツ原生花園を周遊する路線で、現在サロベツ原生花園園地の園路として直轄整備がされている。木道設置の影響で木道沿いの植生に変化が見られているため、上サロベツ自然再生協議会等による評価を得ながら、植生保護のための必要な措置を講ずるものとする。</u>
	パンケ沼線	<u>パンケ沼畔園地と下サロベツ原野園地を結ぶ路線で、木道及び解説板が整備されている。湿原内を通過し、付近には長沼等の湖沼があり、野鳥が多いことから、自然観察ルートとして利用されており、今後ともこの利用形態を継続させる。整備にあたっては、補修程度とする。</u>
3 園地	全域	<u>附帯する施設等の取扱については、5.（4）.（ア）. 1.（1）の建築物と同様とする。</u> <u>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。</u> <u>汚水排水が施設に隣接する湿原植生に影響しないよう適切な措置を講ずる。</u>

サロベツ 原生花園	円山稚咲内線道路(車道)沿いに位置し、湿原植生や原野景観を展望する園地として利用されている。駐車場、広場、園路(木道)、公衆便所、休憩舎(ミニビジター)、休憩所(レストハウス)が設置されており、<u>北海道及び豊富町が事業執行している。</u> <u>サロベツ原野を展望し、泥炭及び湿原植生を理解するための園地として取り扱う。</u> <u>サロベツ湿原の中央に位置し、泥炭地上に立地しているため、隣接する湿原に対する影響が見られることから、上サロベツ自然再生協議会等による評価を得ながら、植生保護のために必要な措置を講ずるものとする。</u>
<u>円山</u>	<u>サロベツ湿原の入り口に当たり、泥炭採掘跡地及び円山の森林に隣接している。</u> <u>泥炭採掘跡の回復過程の観察や、針葉樹林や針広混交林から湿原への移行する自然環境を観察する学習の場としての園地として位置づける。</u> <u>園地の利用者に必要な駐車場、園路(木道、森林散策路)、公衆便所及び休憩所(レストハウス)等の施設の他、サロベツ湿原の文化遺産である浚渫船を展示する等、サロベツの開発、泥炭採掘の歴史に関する学習に必要な施設の整備を図る。</u>

	<u>ペンケ沼</u>	利用状況に応じ、春秋の鳥の渡りの時期に飛来するマガンやオオヒシクイ等の野鳥を観察する園地として、野鳥の生息環境や湿原生態系への配慮を行い、施設の位置、規模構造、工法等を検討する。
	<u>パンケ沼</u>	パンケ沼のほとりにあり、湖沼景観と原野景観に恵まれている。駐車場、広場、園路（木道）、公衆便所、休憩舎（野鳥観察舎）が設置されており、北海道が事業執行している。この地区の管理及び自然観察等に必要な施設の整備を図る。
	下サロベツ原野	サロベツ原野における幌延町側の拠点として位置づけ、駐車場、広場、園路（木道）、公衆便所、休憩所（ミニビジター）等が整備されている。この地区の管理及び自然観察等に必要な施設の整備を図る。
4 博物	<u>全域</u>	附帯する施設等の取扱については、5.（4）.（ア）. 1.（1）の建築物と同様とする。 整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。 指導標、案内板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識を設置する。 汚水排水が施設に隣接する湿原植生に影響しないよう適切な措置を講ずる。
	<u>展示施設</u>	

		<u>円山</u>	<u>サロベツ湿原の入り口に当たり、泥炭採掘跡地及び円山の森林に隣接している。</u> <u>サロベツ地域の自然情報の他に自然再生事業の進捗状況・成果に関する情報を発信するインフォメーションセンター兼湿原モニタリングセンターの役割を担う博物展示施設として位置づける。また隣接する円山園地との連携を図り、泥炭採掘跡の回復や、サロベツの開発、泥炭採掘の歴史に関する学習に必要な施設の整備を検討する。</u>
		<u>パンケ沼</u>	<u>利用状況に応じ、下サロベツ原野園地とともに、幌延地区の利用拠点として、野鳥と湖沼湿原の学習ができる博物展示施設の整備を検討する。</u>
	5 自然 再生施設	<u>全域</u>	<u>附帯する施設等の取扱については、5.（4）.（ア）. 1.（1）の建築物と同様とする。</u> <u>整備に当たっては、自生種の生育環境に配慮した工法、資材の選択及び搬入方法とする。</u> <u>指導標、解説板の規格・基準の検討を行い、統一した案内標識の設置をする。</u> <u>汚水排水が施設に隣接する湿原植生、河川湖沼に影響しないよう適切な措置を講ずる。</u>
		<u>上サロベツ</u>	<u>北海道開発局が事業執行しており、湿原の乾燥化対策、泥炭採掘跡地の修復について、上サロベツ自然再生協議会における検討結果を参考に整備を進めるものとする。</u>

		一部採草地と隣接しているため、地域住民や関係機関との調整を図り、施設の位置、規模構造、仕様等について検討する。
	ペンケ沼	ペンケ沼の埋塞への対策については、上サロベツ自然再生協議会における原因把握と対処法の検討結果を参考に整備を進めるものとする。
	下沼	湿原の乾燥化、湖沼の水質や生態系の悪化に対して、自然再生に必要な措置を検討する。 一部採草地や漁業区域と隣接しているため、地域住民や関係機関との調整を図り、施設の位置、規模構造、仕様等について検討する。

6 その他国立公園の適正な保護と利用に必要な事項

(1) 環境省所管地及び所管施設に関する事項

本国立公園内の環境省所管地は、礼文地区の約 1.7ha 及びサロベツ地区内の約 1,394ha である。

(ア) 所管地内の利用施設に関する事項

① 所管地の貸付けについて

国有財産法の規定に基づき、国立公園内の保護と利用に供する行為に対してのみ貸付けを行う。自然公園法における工作物の新築等の申請に合わせ、国立公園集団施設地区等管理規則に準じた土地使用許可申請書を提出するよう指導する。

② 所管地内の立入りにについて

所管地内の立入りにについては、自然公園法等の行為許可を得て行う行為に伴う立入りや学術研究上の調査のための立入り以外は、原則園地、園路・木道に限るよう指導管理する。

一部園地等において、木道からの踏み込みや盗採行為が絶えないことから、自然公園法又は国立公園集団施設地区等管理規則上の制限を付与することを関係機関及び所管地内をフィールドとする研究者と調整の上、検討する。

③ 所管地内のペットの同伴について

野鳥繁殖地の保護の観点から、所管地内へのペットの同伴は駐車場、広場に限定し、園路・木道へのペット同伴は行わないよう指導管理する。

園地事業においては、必要に応じてペット（犬）の待機場所の設置等、ペット同伴での利用者の利便性をあげる整備を行うことを検討する。

④ 所管地内の利用者指導について

休憩舎及び木道を利用して湿原等に関する解説はボランティアの協力を求めながら、サブレンジャー等と連携により行うものとする。パークボランティアの会を

通じ、解説者の育成に努める。

(イ) 所管地内の保護施設に関する事項

① 自然再生施設の木道について

サロベツ原生花園地区及び落合地区の調査木道については、専ら自然再生事業の調査のため使用するものであるため、事故や盗採の防止のための適切な管理を行うものとする。

② 自然再生施設の防護柵について

稚咲内地区の防護柵については、植栽を進める豊富町、地域活動団体と連携し管理するものとする。

(ウ) その他所管施設に関する事項

公園内に設置された環境省施設整備による看板、指導標については、定期的に塗装や盤面の更新を行い管理するものとする。

(2) その他公園管理において留意すべき事項

(ア) 科学的根拠による管理

国立公園の管理に当たっては、管理担当となる自然保護官事務所において、守るべき自然の特質を整理把握し、その自然環境とそれを取り巻く社会環境の変化を定期的・定量的に調査監視するとともに、分析をし、常に順応的な対応が迅速にとれるよう努める。

そのため巡視活動、定点観察、文献整理等を行うと共に、研究機関との密な情報交換を行う他、地域活動との連携、戦略的な広報活動を進める。

(イ) ボランティア、NPO活動等との連携および担い手の育成

本国立公園では、数多くのNPOや住民による保全活動・普及活動が行われ

ている。また、利尻山登山道維持管理連絡協議会、礼文島高山植物保護対策協議会等において自治体が事務局となり地域主導で目標や行動計画を定め、保全活動等を行っている。

今後さらに自治体やNPO等と協働した国立公園管理ができるよう、メーリングリスト、情報掲示板の活用等による相互の密な情報交換、意見調整ができる基盤づくり、協力体制づくりを行う。

また、地域の自然保護、生物多様性保全活動を担う次世代の人材や指導者となる人材の育成を行えるよう子ども向け、大人向けのプログラム整備に努める。

下表に地区毎の活動団体と主な活動についてまとめる。

地区名	活動団体	主な活動内容
利尻地区	利尻島自然情報センター	外来生物駆除、普及活動
	利尻愛山会	清掃登山、普及活動
礼文地区	礼文島自然クラブ	探勝路の維持管理、
	レブンクル自然館	盗掘防止パトロール、
	礼文島自然情報センター	外来生物駆除
海岸砂丘・ サロベツ地区	浜勇知自然愛護協議会	海岸等の自然環境保全活動
	稚内みなとまちづくり懇談会	海岸清掃
	稚内大谷高等学校	
	豊富高等学校	
	NPO サロベツ・エコ・ネットワーク	海岸清掃、外来生物駆除
	NPO サロベツ	自然観察会
全域	利尻礼文サロベツ国立公園	探勝路の維持、パトロール
	パークボランティアの会	清掃活動、自然観察会等

(ウ) 広報活動の展開

地域ルールや自然情報、施設情報等の発信は、ホームページによる情報提供や団体ツアー運営会社、アウトドアショップ等への地域ルールの広報等を行い、また、利用動線上の入り口となる園地や登山口における標識、案内板、解説板等の整備と定期的な更新を行う等、公園利用者等に対し国立公園を訪れる前や公園施設の利用前に周知できるよう、戦略的な広報を行う。

(エ) グリーンワーカー事業

グリーンワーカー事業は、国立公園等の貴重な自然環境を有する地域において、地域の自然や社会状況を熟知した地元住民等を雇用し、地域の実情に対応した迅速できめ細かな自然環境保全活動を推進し、国立公園等の管理のグレードアップを図るための事業である。

本公園では、主要利用施設及びその周辺の施設補修や外来生物除去等を行っており、今後ともこれらの活動を通じて、国立公園管理を進めると共に、地域の管理体制づくりや自然に対する普及啓発を図る。

(オ) 高山植物培養センターとの協力体制

礼文町が設置している「高山植物培養センター」を利用して、公共事業等の実施に伴う植生の移植及び仮置き、地域系統種の栽培と緑化工への利用及び国立公園内への還元等を行うよう協力を求める。

(カ) 国立公園外における外来生物対策

国立公園内への外来植物の侵入と定着への対策は、国立公園内に限らず、国立公園を含む地域全体で取り組まなければ効果が上がらない。特に礼文島、利尻島においては、低標高から寒地・高山性植物が生育し、外来植物との分

布範囲が重なるため、島内における道路緑化や治山事業等の公共事業における地域系統種による緑化工法導入の推進やフェリーターミナルにおける泥落とし施設の設置等の配慮事項について関係機関、関係団体に協力を求める。

追 補

■ 利尻礼文サロベツ国立公園に係る基準の特例について

区 域 名	基 準 の 特 例 の 内 容
(1) 抜海地区	規則第11条第15項に規定する行為については、同項第一号中「又は採取」とあるのは「若しくは採取」と、「行っている土地」とあるのは「行っている土地又は露天掘りによる鉱物の掘採若しくは土石の採取を行つた土地」と、「生業の維持のために行う」とあるのは「行う」と読み替えて、同項の規定を適用する。
(2) 浜勇知・夕来・稚咲内地区	規則第11条第15項に規定する行為については、同項第3号中「第3種特別地域」とあるのは、「農地改良又は農地造成に伴って行われるもの及び第3種特別地域」と読み替えて、同項の規定を適用する。
(3) サロベツ原生花園地区	規則第11条第1項に規定する行為については、同項第1号中該当する行為」とあるのは、「該当する行為又は第1種特別地域内において祭典に関して地方公共団体において行われる行為」と読み替えて、同項の規定を適用する。

■ 緑化に関する資料

1. 緑化の基本方針

道路敷設や公園施設整備等によって発生した裸地や、岩盤地等の崩落地では、雨水による表土の侵食や表層崩落の防止、自然環境への影響の緩和や景観向上の観点から緑化が行われてきた。

従来の公共事業では、工事法面等の早期緑化を図るため、外来緑化植物が緑化材料として多用されてきたが、近年では外来種問題への配慮から、在来植物も利用されてきている。

利尻礼文サロベツ国立公園では、公園管理の基本方針で、原生的な自然環境、多種多様な地形・地質及び公園の景観を保全するためにこれらの改変は極力抑制を図ることが挙げられており、この方針に沿った緑化対象地に適した工法及び緑化材料を選定することが望ましい。

「平成 17 年度外来生物による被害の防止等に配慮した緑化植物取扱方針検討調査報告書」
(環境省自然環境局、2006 年 3 月)を参考に作成

2. 緑化の留意事項

緑化にあたり、生物多様性保全の観点から、以下の問題がある。

- ① 移入種による生態系の攪乱
- ② 移入種と自生種間の浸透性交雑の問題
- ③ 外来の系統の導入による在来の地域性系統の遺伝子攪乱

「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」
(日本緑化工学会誌 27 巻 3 号、日本緑化工学会、2002 年)より引用

「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」(日本緑化工学会誌 27 巻 3 号、日本緑化工学会、2002 年)では、緑化植物を取り扱う際の地域の考え方として、4 つの保全レベルをあげており、本公園に該当する対象地を下表に示す。

表-緑化の保全レベルと利尻礼文サロベツ国立公園での対象地

「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」		利尻礼文サロベツ国立公園での対象地	主な想定 緑化工法
保全レベル	緑化内容等		
遺伝子 構成 保護地域	・緑化による特定の対立遺伝子頻度の変化を避けるため外部からの植物の導入はいっさい行わない。 ・対象地となるのは、原生的な自然を有し記念物的な価値の高い地域、学術的な理由から植物の人為的移動を認めない地域。	利尻島、礼文島の特別保護地区のうち、寒地・高山性植物群落分布地域	植物導入工、表土ブロック移植工、マザーソイル工法、根株(伐り株)移植工等
系統保全 地域	・その地域に新たな対立遺伝子を持ち込まないように地域に自生する系統を用いた緑化を行う。 ・対象地となるのは、隔離されたハビタットであり、具体的には島嶼、高山、河川、湿地に加えて、自然の保護を図る地域。地域の広がりについてはそれぞれの植物の遺伝子流動の範囲とする。	上記を除く利尻島・礼文島全域、サロベツ特別保護地区・特別地域(特に砂丘林帯湖沼湿原群)	上記工法その他、地域内の森林表土を用いた植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工等
種保全 地域	・緑化には自生種を用い、その系統は問わない。施設の形態や管理条件等によって、栄養繁殖による逸出を防ぐ手段が可能ならば、交雑によって作出した種子繁殖力を持たない緑化植物を使用することも認められる。	サロベツ普通地域	植生マット工、植生シート工、苗木・成木植栽等
移入種 管理地域	・植栽した植物が自然生態系に逸出しないように管理しながら、移入種を植栽できる。 ・上記を除いた全ての地域がこれにあたる。一般に、自然生態系から隔離された環境で、人間による植物の管理が可能な領域である。	該当地域なし※	植生基材吹付工、客土吹付工、種子散布工等

※ 原則として利尻礼文サロベツ国立公園には該当地域はないが、早期の緑化が必要で、自生種または地域系統種による緑化が困難な地域については、十分な管理を行うことを前提に移入種管理地域とする。

生物多様性保全のレベルに応じた緑化手法として下記に一部を示すが、状況に応じて、適切な方法が選択され、必要に応じて組み合わせて用いられなければならない。

【遺伝子構成保護地域】

- ・ 外部から植物を導入しない緑化手法
- ・ 現場産植物と埋土種子の利用
- ・ 周囲からの植物の自然な侵入に任せる方法(無播種・無植栽)

【系統保全地域】

- ・ 地域性系統あるいは現場産資源を用いた緑化手法
- ・ 初期的な侵入を抑える等、人為的な植物の導入は非永続的な植物に限定する方法
- ・ 完全に人工的な植生の成立をはかる方法

【種保全地域】

- ・ 地域性系統に限定されないが、在来の自生種を用いた緑化手法
- ・ 初期的な侵入を抑える等、人為的な植物の導入は非永続的な植物に限定する方法
- ・ 完全に人工的な植生の成立をはかる方法

【移入種管理地域】

- ・ 移入種の外部への逸出、侵略種の繁茂がおきないように管理しながら移入種を用いる緑化手法

「生物多様性保全のための緑化植物の取り扱い方に関する提言」
(日本緑化工学会誌 27 巻 3 号、日本緑化工学会、2002 年)を改訂

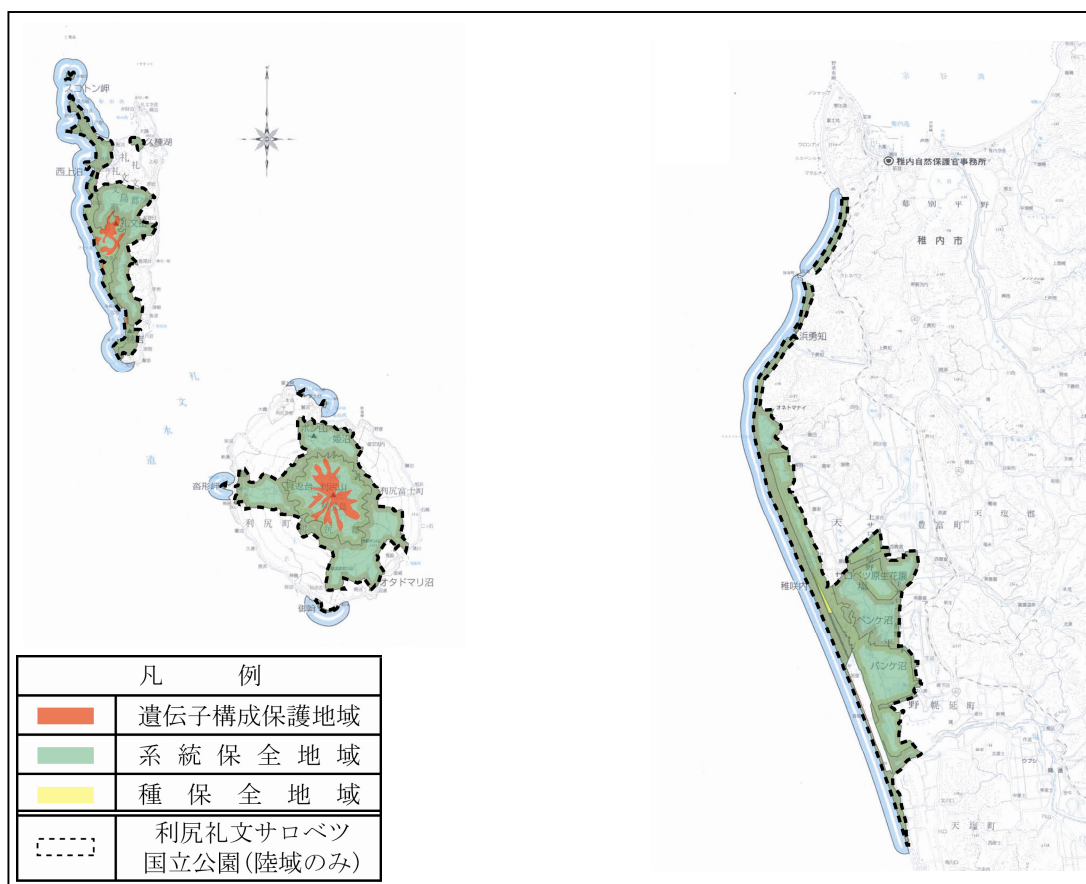


図-利尻礼文サロベツ国立公園(陸域)における緑化保全レベル

3. 想定される工事種

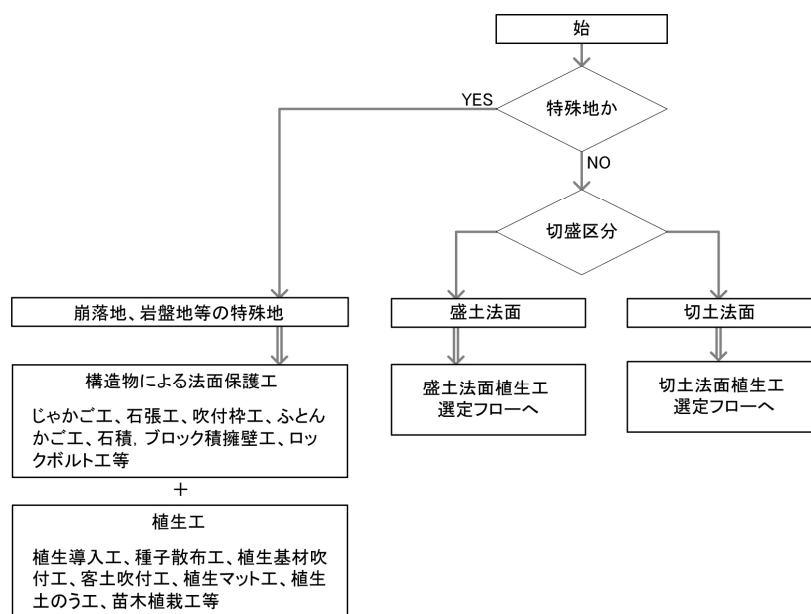
利尻礼文サロベツ国立公園で緑化が必要となると想定される工事種は、道路を主として、公園施設周辺、砂防施設及び砂防工事用道路、土石採取跡地、崩落地等が挙げられる。

4. 緑化工法選定フロー

上記に挙げた工事種の、工事対象地の形状は基本的には切土法面と盛土法面に大別でき、その他の特殊地として崩落地や岩盤地等がある。

緑化工法を選定する際、緑化対象地が特殊地である場合には、その立地環境条件に応じて、じゃかご等の構造物による法面保護工と植生工を併用する工法を選定する必要がある。

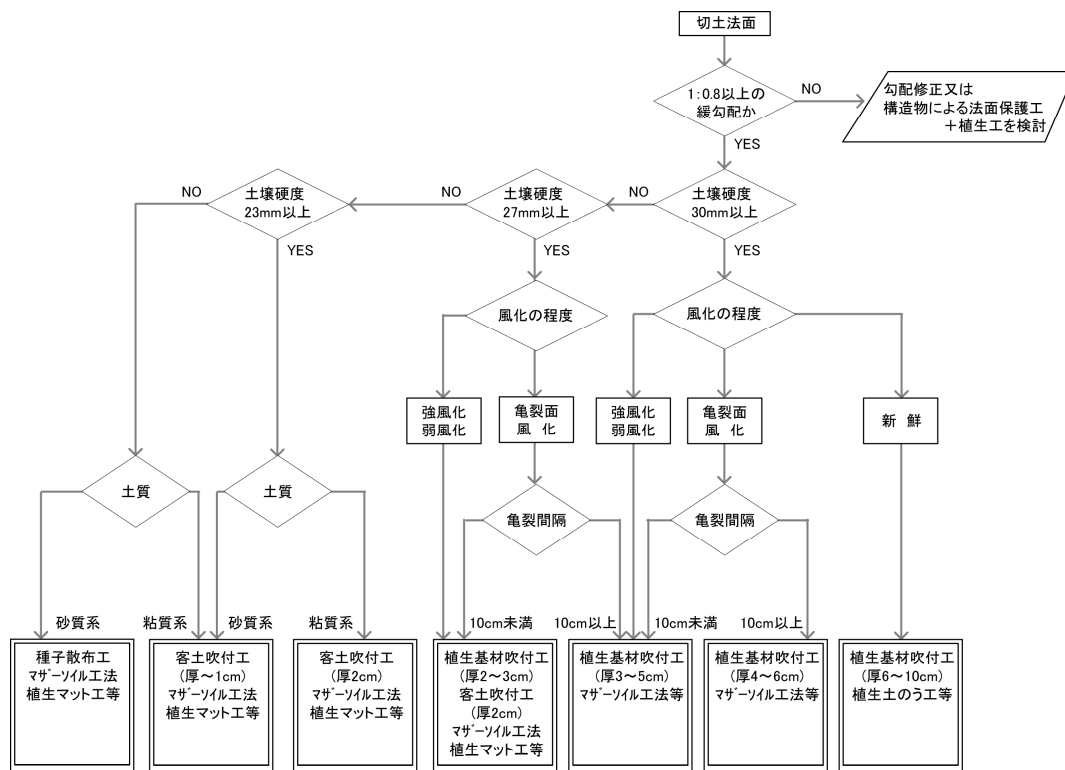
また、地形、地質、法面勾配により基本となる工法を選定も異なるため、切土法面あるいは盛土法面かにより緑化工法を選定も異なる。その選定フローを次頁以降に示す。



※ 「道路土工のり面工・斜面安定工指針」（（社）日本道路協会，1999）に加筆
図-工事対象地による緑化工法選定フロー

4-1 切土法面

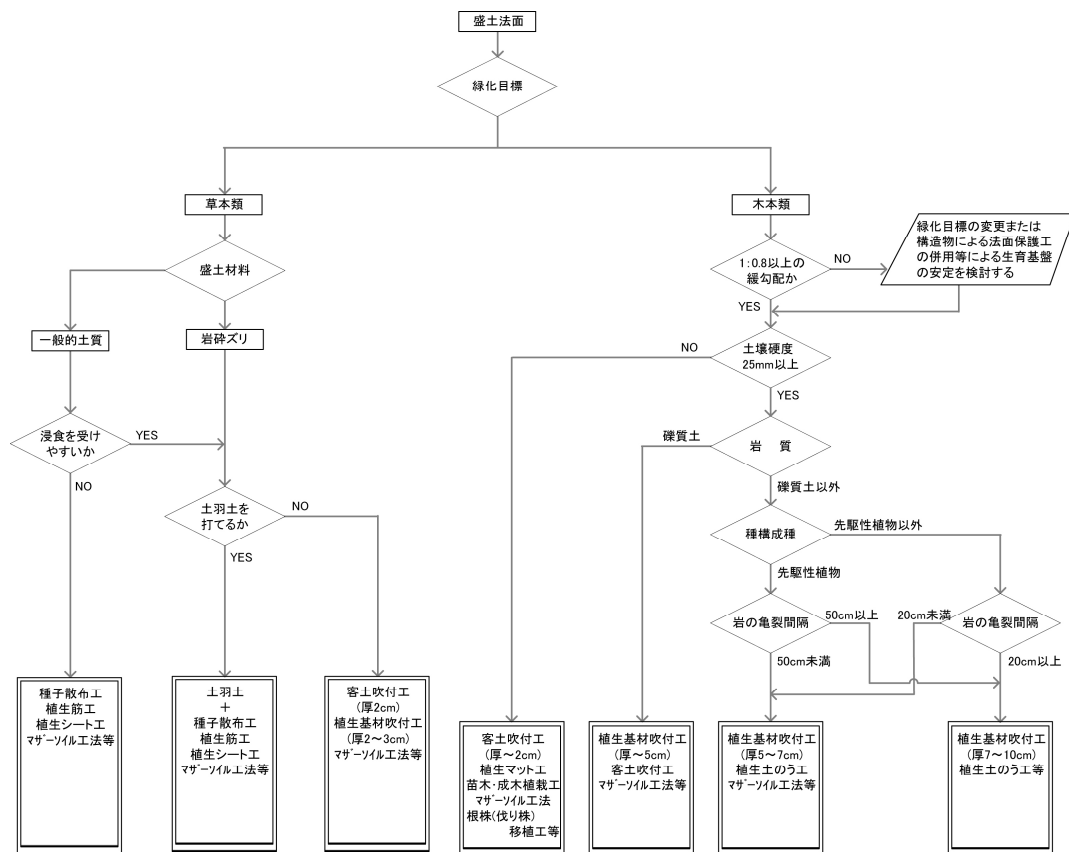
切土法面の場合、法面の安定を左右する要因が多く、土質が複雑な場合が多いため、それらに留意して緑化工法を選定することが望ましい。以下に切土法面の緑化工法選定フローを示す。



※ 「道路土工のり面工・斜面安定工指針」((社) 日本道路協会, 1999) に加筆
図-切土法面の緑化工法選定フロー

4-2 盛土法面

盛土法面の場合、法面の構成材料が明らかであるため、材料強度を基にして安定勾配を求めることができ、切土法面と比べて、安定勾配の確保が容易である。下に盛土法面の緑化工法選定フローを示す。



※ 「道路土工のり面工・斜面安定工指針」((社) 日本道路協会, 1999) に加筆

図-盛土法面の緑化工法選定フロー

5. 緑化工法概要と利用想定種

利尻礼文サロベツ国立公園において想定される緑化工法の概要及び緑化利用種は下表に、一般的な施工適期は次頁に示すとおりである。

表－利尻礼文サロベツ国立公園において想定される緑化工法の概要

工種	主な緑化材	長所	短所	適応保全レベル			
				①	②	③	④
植生導入工	用いない	人為的な植物の導入を行わないため、地域固有の群落を形成できる。	施工成果が不安定で、確実性が劣る。成果が周辺状況に著しく左右される。早期緑化には不適。	○	○	○	
表土ブロック移植	森林表土	表土中の埋土種子や根系から発芽・出芽させ、在来植物を用いた緑化により地域の自然に近い植物群落の形成が可能。	1:1.5以上の急勾配では、表土ブロックの採取が困難である。幹周り25cm以上の高木の移植は不適。施工成果が不安定で、確実性が劣る。成果が周辺状況に著しく左右される。	○	○	○	
マザーソイル工法	森林表土	表土中の埋土種子や根系から発芽・出芽させ、在来植物を用いた緑化により地域の自然に近い植物群落の形成が可能。	施工成果が不安定で、確実性が劣る。成果が周辺状況に著しく左右される。	○	○	○	
植生基材吹付工	森林表土、種子	侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。 ある程度の凸凹地にも施工可能。	混入する種子により、発芽に適した土壌(覆土)厚の検討が必要。	△	○	○	○
客土吹付工		侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。 ある程度の凸凹地にも施工可能。	混入する種子により、発芽に適した土壌(覆土)厚の検討が必要。	△	○	○	○
種子散布工		侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。 短期間で広範囲の緑化が可能。 ある程度の凸凹地にも施工可能。	混入する種子により、発芽に適した土壌(覆土)厚の検討が必要。 切土法面等の肥料分の少ない土質では追肥管理が必要。 初期生育までの浸食防止効果に乏しく、雨水により法面浸食を受ける場合がある。	△	○	○	○
植生土のう工		不良土、硬質土法面の侵食防止が期待できる。	1:0.8より急な勾配では落下することがある。	△	○	○	
植生マット工		侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。	マットを法面に密着させる必要があり、凸凹地には不向き。			○	
植生シート工	種子	侵食防止、凍上崩落抑制が期待できる。	シートを法面に密着させる必要があり、凸凹地には不向き。			○	
植生筋工		盛土法面の侵食防止を期待できる。 部分植生に効果的。	砂質土には不適。 人力施工によるため、長大法面には不向き。			○	
苗木、成木植栽工	苗木、成木	早期の緑化が可能。	成木は定着が難しく、根鉢を小さくすると枯死する確率が高くなる。 播種木と比べて、根の伸長が劣る。		○	○	
根株(伐り株)移植工	成木	道路工事で発生する根株(伐り株)を有効活用できる。 移植樹の根元周りを含めた根鉢づくりを行うため、林床植物、土壌微生物群も同時に移植され、移植先の自然回復に大きく役立つ。 移植樹の地上部がほとんどないため、移植作業が容易。 現地自生種活用のため、活着率が高く、早期の緑化効果が期待できる。	萌芽幹が発生しないため、針葉樹類には適用できない。 樹木の生長に伴い萌芽力が低下するため、根元直径が約30cm以上の樹木には不適。 樹木生長への影響及び伐り株の乾燥による枯死の原因となるため、夏季の移植は不適。	○	○	○	
挿し木(埋枝工、埋幹工、埋根工)	木本の枝、幹、根	ヤナギ類等の挿し木が可能な樹木は、物理的攪乱に強く、勾配1:1.2程度の切土法面や道路面からの排雪がかかる盛土法面上部等でも適用可能である。 現地の植物を利用するため、地域の自然条件に適合した在来樹種で緑化できる工法である。	斜面における埋枝は、融雪時の雪のずり落ちる圧による埋め枝の抜け落ちに留意する。	○	○	○	

注)適応保全レベル ①：遺伝子構成保護地域、②：系統保全地域、③：種保全地域、④移入種管理地域

○：最も適する工法、△：対象地の状況に応じて適用可能な工法

※)緑化材の使用については「2. 緑化の留意事項」参照

表一利尻礼文サロベツ国立公園において想定される緑化利用種

工種	主な緑化材	利用想定種
植生導入工	用いない	周辺からの植物の侵入による緑化。 植物種は導入しない。
表土ブロック移植 マザーソイル工法	森林表土	工事地区の森林表土
植生基材吹付工 客土吹付工	森林表土、種子	工事地区の森林表土 先駆木本：ケヤマハンノキ、ミヤマハンノキ、シラカンバ、ダケカンバ等 木本：ミズナラ、エゾイタヤ等 在来草本：ススキ、クサヨシ、オオヨモギ、オオイタドリ等
種子散布工		工事地区の森林表土 在来草本：ススキ、クサヨシ、オオヨモギ等
植生土のう工		工事地区の森林表土 木本：エゾヤマハギ 等 在来草本：ススキ、クサヨシ、オオヨモギ、オオイタドリ等
植生マット工	種子	先駆木本：ケヤマハンノキ、ミヤマハンノキ、シラカンバ、ダケカンバ等 木本：ミズナラ、エゾイタヤ等 在来草本：ススキ、クサヨシ、オオヨモギ、オオイタドリ等
植生シート工		在来草本：ススキ、イワノガリヤス、クサヨシ、オオヨモギ等
植生筋工		在来草本：ススキ、イワノガリヤス、クサヨシ、オオヨモギ等
苗木植栽工	苗木	先駆木本：ケヤマハンノキ、ミヤマハンノキ、シラカンバ、ダケカンバ等 木本：トドマツ、アカエゾマツ、ハイマツ、ミズナラ、エゾイタヤ、ハマナス等
成木植栽工	成木	木本：ミズナラ、エゾイタヤ、ハルニレ等
根株(伐り株)移植工	成木	先駆木本：ケヤマハンノキ、シラカンバ、ダケカンバ等 木本：オニグルミ、ミズナラ、エゾイタヤ、シナノキ等
挿し木(埋枝工、埋幹工、埋根工)	木本の枝、幹、根	木本：オノエヤナギ、エゾノキヌヤナギ、タチヤナギ等

注)利用想定種の選定にあたっては、国立公園内の現存植生で優占する種、出現頻度の高い種等を選定した。

地域	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
北海道(札幌)												
東北(盛岡)												
関東(前橋)												
中国(広島)												
九州(熊本)												
沖縄(那覇)												

施工適期
 施工可能期(危険性を伴う)
 無印
 施工不適期

図-木本類の地域別施工時期の目安
「のり面緑化工の手引き」((社)全国特定
法面保護協会、2006)より引用

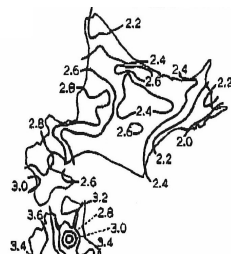
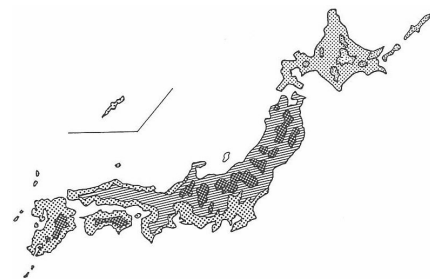


図-10℃以上の気温の積算温度による草本類の播種施工限界時期
「全訂新版土木工事ののり面保護工」(鹿島出版会)より引用

積算温度 (単位1,000℃)	限界時期
2.4以下	7月下旬～8月上旬
2.6	8月上旬～8月中旬
2.8	8月中旬～8月下旬
3.0	8月下旬～9月上旬
3.2	9月上旬～9月中旬
3.4	9月中旬～9月下旬
3.8	9月下旬

区分
(1) 3月下旬～10月中旬(木本類の播種は6月下旬まで)
(2) 4月上旬～10月上旬(木本類の播種は6月下旬まで)
(3) 4月下旬～9月下旬(木本類の播種は6月中旬まで)
(4) 5月下旬～9月上旬(木本類の播種は6月中旬まで)
(5) 5月下旬～8月下旬(木本類の播種は6月上旬まで)

図-平均気温からみた施工適期の目安
「道路土工ののり面工・斜面安定工指針」
((社)日本道路協会)より引用

■ 参考事項

(1) 利尻礼文サロベツ国立公園管理計画検討会名簿

平成 17 年～平成 18 年度

検討員

愛甲 哲也 (北海道大学大学院農学研究院 助手)

高田 雅之 (北海道環境科学研究センター 環境 GIS 科長)

宮本 誠一郎 (レブングル写真事務所)

関係行政機関

北海道森林管理局計画部

宗谷森林管理署

留萌北部森林管理署

稚内開発建設部

留萌開発建設部

北海道宗谷支庁

北海道留萌支庁

稚内市

礼文町

利尻町

利尻富士町

豊富町

幌延町

(2) 利尻礼文サロベツ国立公園管理計画作成経緯

平成 18 年 3 月 第 1 回検討会

- ・ 利尻礼文サロベツ国立公園の現況について
- ・ 利尻礼文サロベツ国立公園の課題について
- ・ 現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画及びその改定の方
向性について

平成 18 年 5 月 第 2 回検討会

- ・ 利尻礼文サロベツ国立公園の特性と将来目標について
- ・ 利尻礼文サロベツ国立公園の管理計画の基本的な考え方について
- ・ 現行の利尻礼文サロベツ国立公園管理計画改定の具体的な方向性につ
いて

平成 18 年 11 月 第 3 回検討会

- ・ 利尻礼文サロベツ国立公園管理計画の改定案について

平成 19 年 2 月 パブリックコメント

図 1

- /// A地区(展望の妨げになる工作物不可)
- B地区(特認:農地の改良、造成に伴う砂の除去可)
- ▨ C地区(特認:砂の採取可)

